

総務文教常任委員会会議録

令和8年6月24日（水）

令和8年6月24日（水）、午前10時から総務文教常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	平塚	悟				
副委員長	土屋	憲一				
委員	丸山	国一	小林	真理子	相沢	俊行
	佐藤	照幸	橋爪	孝裕	山賀	沙耶

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤	英樹	総務課長	小林	好彦
財政課長	田口	俊	施設管理課長	山本	昌康
市民課長	河村	敬	会計管理者	土屋	典子
教育総務課長	清水	修	生涯学習課長	坂本	豊
政策秘書課	廣瀬	亮	政策秘書課	笹本	正和
政策秘書課	島田	淳	総務課	高石	宏満
市民課	齊藤	梨絵	市民課	石原	久誠
会計課	桑原	久雄	教育総務課	岡部	裕美
教育総務課	小林	絵美	生涯学習課	入江	俊行

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局書記 樋口 透 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第37号 甲州市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

議案第38号 甲州市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

〔開会 午前１０時００分〕

- 委員長（平塚 悟君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員９名、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（平塚 悟君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

相沢議長、お願いいたします。

- 議長（相沢俊行君） 皆さん、おはようございます。

本委員会に付託されました議案等を中心に審査及び質疑をよろしくお願い申し上げます。

- 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。

開 議

- 委員長（平塚 悟君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、６月８日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案２件の審査をお願いいたします。

また、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、条例審査の後に休憩を取りますので、休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第３７号

- 委員長（平塚 悟君） 初めに、議案第３７号「甲州市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 概要の説明の中で、軽微な義務を科す処分についてというところで、新たに適用除外というのは、これ規則で定める、新たな規則を設けるというようなご説明だったのですが、どのようなものが該当するのか、お願いできますか。
- 委員長（平塚 悟君） 小林総務課長。
- 総務課長（小林好彦君） お答えいたします。

まず、今回規則のほうに委任するものとして、改正前の第13条第2項第5号と第6号になりますけれども、第5号につきましては、証明書類の訂正等ということで、行政長が交付した資格証や許可証などの証明書類について、内容に誤りや変更が生じた場合に当該書類の訂正を命ずる処分、それから記載事項の訂正を行う処分などが該当となります。具体的には、営業許可の記載事項の変更に伴う訂正などであります。

それから、第6号のほうにつきましては、法令等に基づき提出された届出書類について、要件に適合していない場合に内容の訂正を命ずる処分を行うもの、例としましては、届出書の記載漏れや誤記の修正指示、それから添付書類の不足や不備の補正指示などあります。

いずれも、内容の訂正を求める軽微な処分でありますので、新たに不利益を科すものではないから、この際、規則のほうに委任するという形にいたしました。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 今のところと似ている、関連するというかなんですけれども、今聞いた不利益処分の軽微なものというものの例が幾つかされたわけですが、まず1点目、こういうことは年中あることかどうかということが一つ。

それから二つ目は、弁明、聴聞の機会の付与としていたのをなくしてしまってもいい、その人の権利というか、それを失わせることにならないかどうか、それを伺います。

- 委員長（平塚 悟君） 小林総務課長。
- 総務課長（小林好彦君） お答えをいたします。

弁明とか聴聞の機会を与えるような不利益処分、ほとんどないです。今、なくしてもいいものかというのは、その軽微な部分についてということだと思いますけれども、そこは特に問題はないものと考えています。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 後半のところが問題ないという根拠というのは、それはどう

してそう言えるのかということを伺います。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林総務課長。

○ 総務課長（小林好彦君） お答えをいたします。

先ほどもちょっと説明の中で申し上げたとおり、今回削って規則に委任したものについては、いずれも内容の訂正を求める軽微な処分というところで、新たな不利益を科すものではないということで、この際、聴聞それから弁明の手續を要しないものとして整理をさせていただくものであります。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

では、確認ということで、このことは内容の訂正等、そういうことの中身であって、そのことをかなり事務的な、これを直してくださいとかそういうことであって、それを本人が弁明しなければならないような、そういう大きなものではないということで、例えばこちらは簡単だと思っても、向こうではそうではないとかというのがあるかもしれないのですけれども、そういうことはないということで、手續上何も問題なく進むであろうということで理解してよろしいですか。分かりました。

○ 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） あと公示送達の方法の見直しについて、市役所の本庁、あと支所に掲示板があって、そちらのほうに2週間というので今行われているのですが、これがインターネットでも同じように2週間というような今回改正後の案も出ていますが、2週間たった後は公示、インターネット上に掲示されているものはどうしていくのんですか。物理的にというのは難しいですけれども、ファイルを削除するのか、それともそのページを削除するのか、どう考えているのかお願いできますか。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林総務課長。

○ 総務課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず現状、掲示板に貼り付けているものについても、期間が経過したら順次削除して取り外ししていますので、それと同じようにホームページ上から削除することになるかと思えます。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） よく私もインターネットで検索を、いろいろな自治体のものを

かけるのですが、PDFが結構残っているところもあって、PDFを削除しないことには検索できてしまうということもあるので、ページを削除するだけではなくて、ファイル自体を削除していかななくてはいけないというところもご注意いただきたいなと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第38号

- 委員長（平塚 悟君） 次に、議案第38号「甲州市印鑑条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（平塚 悟君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 現在、特定在留カード等でも印鑑証明は、でもこれで今回の条例改正でできるようにするということなので、今のシステムの状態でも条例さえ改正すればできるのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

できます。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。

丸山国一委員。

- 委員（丸山国一君） 実際に見たことがないのだけれども、何か凡例みたいなものはある。全く見たことないから分からないのだけれども。
- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） 入管から改正法の概要ということで、マイナンバーカードと在留カードの一体化ということで、従来の現行カードの在留カードと、あと現行のマイナンバーカード、これが一体化されたものの券面のイメージというものが出ております。私ども、転入時ですとか在留カードを示してくださいということで、私もよく在留カードは見ますけれども、現行の在留カードとマイナンバーカードが一体化されると、イメージがございまして、こういったものが一体で作ることができるようになるということでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時23分

- 委員長（平塚 悟君） では、再開いたします。

河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） それでは皆様、お手元にご覧になっているでしょうか。

それでは、こちらの説明をさせていただきます。

現状ですと、上ですが、三月を超えて在留する外国人から在留カードが交付され、常時携帯の義務があります。住民登録され、マイナンバーカードも発行が可能な状況となっております。

その横に現在の在留カード、それから現行のマイナンバーカード、外国人の方が希望すれば、この在留カードとマイナンバーカード2枚をお持ちになるということになります。

下の入管法のところで見ていただきますと、外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。一方、これは義務ではなく、一体化しないことも可能となっております。一体化したカードにつきましては、地方入管における在留手続、または市町村窓口における居住届と同時に、ワンストップで特定在留カードを申請し、交付を受けることも可能になります。

イメージでございしますが、特定在留カードのこちらが、マイナンバーカードと在留カードが一体化されたカードのイメージになります。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。

議案第38号について質疑を再開いたします。

質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 副委員長（土屋憲一君） 委員長を代わります。

平塚委員。

- 委員長（平塚 悟君） 新たにこの特定在留カードですか。先ほどの説明の中で、現行の在留カード、それからマイナンバーカードをお持ちの外国人の方、市内にお住まいの、特に勧奨していくとか勧めていくというわけでもないというご意見だったと思うのですが、あくまでも先方から申請があった場合、またご説明をしてこのような一体型のカードもありますよという認識でよろしいですか。それとも、国が進めていく中で、マイナンバーカードと一体に取り組んでくださいと、こちら側から勧めていくのかどうか。そこら辺の取組がどのように進めていくのかお伺いいたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

まず今後、今、日本の住民の皆様、マイナンバーカード、甲州市では83.1%の保有率でございますが、外国人の方につきましても、マイナンバーカードの機能の充実が図られます。ですので、国においても、現行の日本人の皆様にはマイナンバーカードを取得していただいて、それで保険証と一体化ですとか、それから免許証との一体化というところもどんどん進めておりますので、こちら法律上は義務ではなく、一体化しないことも可能ということで、注意書きでありますけれども、本市といたしましては、ぜひ在留カードとマイナンバーカードを一体化して、よりマイナンバーカードの恩恵を受けられるように案内はしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 委員長を交代いたします。

議案第38号について、ほかに質疑はございませんか。

丸山国一委員。

- 委員（丸山国一君） マイナンバー、本会議のときも、1日から支所で更新ができるということになって、本当にご苦労をかけますけれども、ありがたいなと思います。これ

については、支所で対応はできますか、できませんか。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

この在留カードとマイナンバーカードの一体化につきましては、本庁のみということで、支所につきましては、日本人のマイナンバーカードの更新業務ということとさせていただきます。転入の際、外国人の方が本庁に来ますので、そこで案内をしていけたらと思っております。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか。
(発言する者なし)
- 委員長（平塚 悟君） 議案第38号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（平塚 悟君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上で当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。
ここで休憩いたします。再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

その他の件について

- 委員長（平塚 悟君） それでは、これより、その他の件について質疑を行います。
まず初めに、政策秘書課の担当に関わる部分から始めたいと思います。

初めに、佐藤照幸委員の質問からお願いいたします。

- 委員（佐藤照幸君） ありがとうございます。
ふるさと納税寄附金の使い道を市民に対して、どのように開示しているかということをお伺いしますが、よろしく願いいたします。
- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えをいたします。

本課においては、市のホームページ上におきまして、その使い道等を掲載させていただいております。まだ現在ですと、令和6年度分までの掲載でございますけれども、もととございます5事業、景観形成、子どもの健全育成、それと果樹園交流推進、安心・健康なまちづくり、そして市長におまかせの分に使っておりますと、その内容について概要をホームページ上でお伝えしているところでございます。

また詳細な部分については、決算の資料等で財政課から示させていただいておりますので、財政課長にこの後、説明をしていただくことになります。お願いします。

- 委員（佐藤照幸君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（平塚 悟君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

当課といたしましては、地方自治法の第233条、こちらの規定に基づきまして決算の公表をしているところでございます。その公表に合わせる形で、ふるさと納税寄附金を原資とするふるさと支援基金、こちらの充当事業等の一覧表をホームページ上で公表しているところでございます。

以上でございます。

- 委員（佐藤照幸君） ありがとうございます。
- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

この件に関しまして、ほかに質疑はございますか。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） その詳細に飛ぶのに、決算のほうから見ていくのが大変で、できたら、ふるさと納税支援基金の寄附金のところからリンクを飛ばすような格好はできないのですか。
- 委員長（平塚 悟君） ホームページ上にリンクという認識でいいですか。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

リンクを張ることは当然可能でございますので、こちらのほうで検討をさせていただきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 市民の皆さん、ふるさと納税については関心が高いのですね。け

れども、今、佐藤照幸委員がおっしゃったというのは、やはりみんなが、そのことがよく分からないとか、何使っているみたいな、そういうことが寄せられることが多いのではないかと思います。

それで、市としてもとても努力をされているし、そのことをアピールする意味でも、ホームページへたどり着ける人たちというのは比較的若い人なので、年配の方、あまりパソコンとかインターネットをたどってということが不得手な方でも分かるような形で、例えば広報をもう少し詳しいものとか、目玉とか、こんなものにも使われています、こんなものも役に立っていますというような、そういうものとか、あとふるさと納税についての特集みたいな、そういう形のものとか、そういうものがあるといいのではないかと思いますので、検討をお願いしたいのですけれども。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

確かにおっしゃるとおりの部分もございますので、広報紙への、先ほど財政課がお示したような、あれほどの詳しいものというのはちょっと紙面を割くことはできないと思いますが、概要的な部分で広報の載せ方については、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ぜひ載せ方をアピールしていくという、そういうことでお願いしたいと思います。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに、このふるさと納税寄附金の使い道という部分で質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、次の質疑に入ります。

佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 今のことも少し関わるところもあるのですが、今年からこの甲州市ファンクラブというということで、先日来、楽天のサイトですか、甲州市のサイトかな、ファンクラブ会員絶賛募集中というのがホームページに出てくるようになったのですけれども、それを私もたどって行きましたところ、3つぐらいカテゴリーがあって、「はたらく」というところに行ってみましたところ、かなり、まだ2つぐらいの受入れの件数が書いていなくて、しかも一つはもういっぱいだったか、何かそんなふ

うに書いてあるところがあったのですけれども、私、予算だったか決算だったか、そのときに言ったときに、受入れ側の確保ということを心配だということを申し上げたのですけれども、その辺のところは今、募集開始になってしまったのですけれども、大丈夫かどうか伺います。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご心配いただいて、ありがとうございます。

確かに始めたばかりでございますけれども、この楽天のページで本市のファンクラブにお入りいただくというか、本市のファンになっていただくことで、後々、国が本格的に始めますふるさと住民登録制度、こちらのふるさと住民登録の獲得が有利になるものと考えております。

この国が実施しますふるさと住民登録が稼働しますと、プレミアム登録には、年間で3回以上こちらに実際にお越しいただいて、担い手の活動が必要になってくると。それから通常の登録は、そういった制限もなくご自由にいただけると。どちらの登録も、本市にとって非常に有効になってくると考えますので、なるべく多く獲得したいということで、国の制度開始に先んじて、この楽天のページで甲州市のファンクラブに入るところを設けさせていただきました。

この担い手活動とか、実際、甲州市にお越しいただく方の動機は何かというところの中に「はたらく」、それから「応援する」「楽しむ」「過ごす」と4つのカテゴリーの中に入れさせていただいて、観光ですとか、それから宿泊もしていただいたり、それから働くも入れていただいているところでございます。

この民間の派遣する仕組みを使わせていただいているわけですが、これでどのような需要があるかというのも、ここで量られてくると感じております。今は農作業と、それから一つ企業のほうが登録をしているような状態でございますけれども、今後どのような需要が量られて、どのような関係人口、どのような理由でこちらのほうへお越しいただけるかと量る一つの目安にもなっていくものと考えております。

これに先駆けて、関係人口創出事業の説明会を開催しておりまして、これまで15社ほどの説明会にお越しいただいて、お話をさせていただいております。やはり農作業ですとか、それから共撰所のスポット的な出荷時繁忙期のアルバイトですとか、そういったもののご相談とかをいただいておりますので、そういったものをこちらのほうでも相談

内容から把握して、このような需要もあるのだとか、そういった把握もしたいので、こういった形で4種類の登録方法というか、そういったものをこのホームページ上で設けさせていただいているところでございます。

とにかく関係人口を多く獲得するために、いろいろな手段をやっていきたいと思っておりますので、今後も特に「はたらく」の部分は重要なコンテンツの一つになると思いますので、ご心配もごもっともでございますけれども、何とかいろいろな業者がここに登録していただければいいなと考えているところでございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

働き方も、タイミーとかいろいろあるのですよね。見ると、なるほどなと思いますけれども、今15社とおっしゃいましたけれども、私たち、市民の方と話していると、こういうときに都会の人がちょっと来てくれるといいじゃんねみたいな軽く言う人はたくさんいるのですよね。ただ、それを組織的にというか事業としてやっていくには、きちんとした人とか、農場なり会社なりという人たちと楽天との関係もあるし、人の関係もあると思うのですが、そういうのを整理していかななくてはいけないと思うのです。

もう始まっているから、手探りでやっていくのかもしれないと思いますが、例えばJAとかともお話をされているのか。よく、どういうルートでどうするのか、はっきり私もこうとは言えないのですけれども、できるだけ多くの方がこのやり方を知る、市民の農家の方とか、多くの方がこれを知るといって、向こうのファンクラブになってくれる人も多く知ってもらいたいけれども、こっち側の市民のほうも多く知ることが、やはり鍵の一つではないかと思っておりますので、その辺も含めてよろしくお願いします。

○ 委員長（平塚 悟君） 要望でよろしいですか。

ほかに、この件に関しまして質疑はございますか。

小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） たしか補正だったと思うんですが、そのときに、この楽天のを使っていくと、1,000万PVだか1億PVが得られるというような説明もあったりで、募集も始まったところで、今何日目でどのくらいの応募があったのか、登録がされたのか、現状をお伺いできますか。

○ 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、3月補正でお願いした部分でございます。

現在、ファンクラブの登録数自体は57件でございます。先んじて、3月補正のときもご説明した先行キャンペーンにおいて、そこをご覧いただいた方のデータとかがございまして、それとか今ファンクラブになって入っていただいた方なんかを中心に、9月にキャンペーンを実施する予定でございます。そこで多くの獲得を目指そうという現在の予定でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） ちょっと興味で聞きたいのですけれども、閲覧数って分かるの
んですか。
- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） 申し訳ございません。現在のところ、閲覧数は把握でき
ておりません。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに、この件に関しまして質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、次の案件に入ります。

ここで、先ほど休憩中に追加でいただいた質問がございますので、土屋副委員長より発言をお願いいたします。

土屋憲一副委員長。

- 副委員長（土屋憲一君） 1点お願いします。

ふるさと納税だけではなくて、本年から公社についても市のほうでということで、進捗状況をちょっとお伺いしたいということで質問を出させていただきました。よろしくお
願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

公社については、本定例会初日の市政の概要において、市長も少し触れさせていただきましたけれども、4月1日、本年度の当初から2名の地域活性化起業人、そして5月1日よりもう1名、合計現在3名の地域活性化起業人に中心になっていただいて、準備を進めている段階でございます。

以前の説明の中で、私、本年度の下半期には公社の設立をしたい旨を申し上げたわけですが、少し早めることができないかというところで、今この3人がいろいろ事業

を進めていると。また、公社を立ち上げた後の事業の準備も今現在進めておりまして、先日は境町への研修にも行ってまいったところでございます。

現在のところは、このような状況でございます。

- 副委員長（土屋憲一君） ありがとうございました。
- 委員長（平塚 悟君） 土屋副委員長。
- 副委員長（土屋憲一君） 今の段階で話ができない部分もいっぱいあると思いますが、事業の中身がもしここで話ができたら、少しお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

以前にもご説明いたしましたが、まず、ふるさと納税への中間事業の一部を受託するような形で進めていく。それから、その中で市産果実等のはねだし品等、大量に出回りますので、そういったものを何とか加工して商品にできないかというところを今具体的には進めております。

また本市が進める、先ほどもご説明いたしました関係人口施策なんかにも資することができるような事業もちょっとできないかなというところで、検討のほうをしている状況です。

- 副委員長（土屋憲一君） ありがとうございました。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに。

佐藤照幸委員。

- 委員（佐藤照幸君） ありがとうございます。

この3名の方はもう常駐なさっているのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

基本的には常駐をしております。ただ、会社から派遣いただいている、籍はもともと自分がお勤めの会社に置いてありますので、その会社の都合上で一時的に戻ることもありますが、基本的には常駐という形を取っております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤照幸委員。
- 委員（佐藤照幸君） 基本的に、既存の会社と甲州市の公社のほうと、籍が2つあるということよろしいですか。

- 委員長（平塚 悟君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） この地域活性化起業人の制度としては、籍は基本的には会社に置いてある。籍は会社に置いたまま、こちらに来て活動していただくと、そういうことが基本になっております。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに、この件に関して質疑はございますか。

課長、1点。今は2階の執務スペースというのですか、正式名称が多分まだ決まっていないという段階だと思うのですが、ちょっとあまりにも殺風景というか、3人があそこでやっていて、建設課が隣にあって、表のスペースは何か建設課の相談スペースみたいな形にもなっているし、何をやっているか市民に対してちょっとあまりにも、あそこを通るときにどういったことをしているのかなというのが、不思議に思う方もいらっしゃると思うのです。

せめて何か、お金をかけない方法でもいいと思うので、地域公社設立に向けての何か、ラボをやっているとか研究室をやっているとか、そういったようなことはアピールというか、示したほうがいいかと思うのですけれども、そこら辺どうでしょうか。

丹澤政策秘書課長。

- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご指摘ごもっともだと思います。例えば、公社設立準備中ですか、そういった対外向けに分かりやすい表示というのは考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

この件に関しては以上でよろしいですか。

では、次の質疑に入ります。

私からの質問ですので委員長交代いたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 委員長を交代させていただきます。

平塚委員長。

- 委員長（平塚 悟君） これまで様々、民間企業、団体と連携協定を結んできたと思います。資料も頂いて、正直驚いています。129件、現状で今あるというので。

この6月定例会中にも、勝沼ぶどう郷駅に関することをJR含め5社と締結しましたし、また先日報道もありましたとおり、ウォーターサーバーですか、市内の小中学校にということで、こういった協定の締結が徐々にこう増えてきているのかなというように感じます。

そこで、資料も頂いたのですけれども、それぞれ担当課があって、所管を超える部分かもしれませんが、この協定内容等について進捗の確認等、そういったのは基本的には政策秘書課が受け持つということでよろしいでしょうか。それとも、各課がそれぞれ個々の事業の中において、この協定を生かしながら市政の発展に努めている、そういう認識でいいでしょうか。ちょっと確認でお伺いいたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

表にございますように、所管課も示させていただきました。

1点、私も申し上げればよかったのですが、これ昨年度末現在の数字でございまして、委員長がおっしゃいました今年度に入っている新規のものは入っておりませんので、よろしく願いいたします。

その上で、協定の話が持ち上がって実際に協定を締結する場合について、基本的には、全体的な包括的な連携協定の場合は、政策秘書課のほうで担当をさせていただいておりまして、個々の業務に関わる協定については、各課のほうでの対応としているところがございます。

- 副委員長（土屋憲一君） 平塚悟委員長。
- 委員長（平塚 悟君） 承知いたしました。では、包括に関しては政策秘書課ということで承知いたしました。

あと様々、個々の所管でない課との提携も結んでいるということでもありますけれども、過去にも提携を結んでいる企業、団体、公的な団体もあるので全てが全てではないのですけれども、今ちょうどふるさと納税の話ありましたけれども、企業版ふるさと納税に関して、せっかく協定を結ばせていただいている、特に民間企業さん等にはぜひ積極的に、この協定を基にというのもありますし、ご寄附を頂いているケースもありますけれども、企業側にとってもメリットのある制度ですので、ぜひこの結んでいる企業には積極的にこちらからアピールしていくということも大切だと思いますが、そこら辺どのように考えているのかお伺いします。

- 副委員長（土屋憲一君） 丹澤政策秘書課長。
- 政策秘書課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ご指摘のとおりだと思います。せっかくの協定でございまして、いろいろなものに活用していきたいと思いますが、委員長ご提言の企業版ふるさと納税についても、

どのような形でちょっとやっていくか、担当と考えていきたいと思います。

- 副委員長（土屋憲一君） 平塚悟委員長。
- 委員長（平塚 悟君） ぜひご検討いただいて、少しでも企業版ふるさと納税も伸ばしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

特に今回頂いた資料の中で、防災担当の総務課にかかわらず、災害時の協定というのは多く、介護の分野であったり福祉の分野であったりとも結んでいる段階です。

ただ、先方の企業であったり団体等の組織の改編等もあつたりすると思うので、随時やはりこういった協定は見直しをかけていかなければならないと思いますが、見直しに関してはどのように進めているのか。特に災害時の協定の見直し、これは常に先方との連絡等も取りながら進めていくべきと思いますが、今現状でどのような状況なのか伺いたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 小林総務課長。
- 総務課長（小林好彦君） お答えをいたします。

平塚委員長おっしゃったとおり、政策秘書課長が提出した協定の一覧の中では、防災関連の連携協定が数多く含まれております。これらの内容の見直しについては、基本的に、数はそんなに多くありませんが、必要に応じて相手との協議を経て行うものとしております。

直近の例ですと、本定例会初日の市政の概要において市長が述べたとおり、JAフルーツ山梨との災害時における施設等の利用に関する協定の見直しを本年3月に行いました。それまで、物資の配給拠点として共撰所等の施設利用に限定していた内容を改め、物資拠点としての活用に加え、避難所の補完や防災活動の待機場所としての施設を広く活用させていただくことや、さらには、地域の状況に精通したJAの職員の皆様に、避難所等への物資の輸送や現場での搬入作業といった側面でのご協力を仰ぐことが加わりました。

また、JR東日本との協定については、以前は地震発生時における塩山駅での帰宅困難者を想定したものであったものを、昨年7月に災害全般を対象にし、塩山駅に限定しない帰宅困難者が発生した場合の対応についてのものに改めました。なお、この協定については、今後も自動更新とせず、3年をめぐりに内容を確認した上で更新をしていくこととしています。

協定先の多くは、本市以外の自治体とも同様の協定を結んでいる例が多いため、今後もより実効性の高い協定となるよう、必要に応じた見直しは行ってまいりたいと考えています。

○ 副委員長（土屋憲一君） よろしいですか。

○ 委員長（平塚 悟君） ありがとうございます。

では、委員長を交代いたします。

この連携協定について、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（平塚 悟君） ないようですので、次の質疑に入ります。

次は、主に総務課への質疑になると思います。

小林真理子委員、よろしくお願いいたします。

○ 委員（小林真理子君） 最初に、まず防災備蓄品の一覧がなかなか提供されないのですが、どうしても、どうしてですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林総務課長。

○ 総務課長（小林好彦君） お答えいたします。

市が管理している備蓄品の一覧については、今回この常任委員会におけるその他の案件についての通告をいただいて、私確認したところ、本年３月定例会の総務文教常任委員会の中で提供することとしていたものでありますが、課内の連絡不徹底により提出できておりませんでした。誠に申し訳なく、おわびをいたします。

現時点で、すぐにお出しすることが可能でございますので、すぐにこの後にでもお出しさせていただきたいと思っております。すみませんでした。

○ 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました。資料を待っています。

それと、あと公民館の地区公民館で、私は一般質問のときにも、地区公民館に防災備蓄品を分散させたほうがいいというような質問をしたのですが、その当時の総務課長のほうでも、公民館にはそういう場所はないというようなご答弁をいただいたのですが、公民館長に伺ったところ、県のほうで、市か県か分からないけれどもアンケート調査が行われて、どういうものが公民館にあるか、指定避難所にされているところとどういふのがあるのかというアンケートがあったということで、そのアンケートについて把握されているのか、もし把握されているようであればどういふふうに、市でもそのデータ

をいただけるのか、ちょっとお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 小林総務課長。
- 総務課長（小林好彦君） お答えいたします。

今ご質問にあった当該アンケートについては、その背景として、令和6年の能登半島地震において、避難所生活の長期化や苛酷な環境が要因と見られる災害関連死が、地震による直接死を上回る結果となった状況を踏まえ、県の防災危機管理課が、災害発生時に被災者が安心して避難所生活を送ることができるよう、避難所環境向上に向けた基礎資料とするため、実施したものととなります。

現在、このアンケートの結果については、県のホームページ上で概要が公表をされています。その中では、トイレの確保と管理、食事の質の確保、それから生活空間の確保、生活用水の確保等の課題が挙げられており、改善に向けた施策案も示されているところであり、本市の避難所においても、このアンケートの結果を参考にさせていただく中で、地域防災計画に反映をさせていきたいと考えております。

なお、調査結果につきましては、概要のみ公表されている状況であり、実施機関である県の防災危機管理課からは、公表しない前提で取扱注意の指定をされておりますので、お示しすることはできませんが、その内容については今後の参考としていきたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 貴重なアンケートで、市では何でやらないのかなと思っていたのですが、県でやっていただいたので、せっかく資料頂いたのであれば、大変参考にさせていただきたいと思います。

それで、公民館の話に戻るのですけれども、指定避難所にされている公民館のほうで、やはり何もなくて、例えばライフライン止まったときにも、避難されてきたとしてもトイレも使えないし、なのでせめてトイレぐらいいは置いておきたい。市ではどこにあるのですかと、地下に全部ありますということで、素早く配送するよという答弁をいただいているので。でも、そうではなくて、やはり指定避難所として管理する方としては、最低限これくらいは置いておいてほしいと、場所もつくるから何とかしてほしいなというふうなお言葉をいただいたのですが、改めてその点についてはお考えいかがかなと思ひまして、伺いたいです。

- 委員長（平塚 悟君） 小林総務課長。

- 総務課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず、地区公民館等の配備ということについてでありますけれども、現状では本当に何かを新たに置くためには、そこにある何かをどこかさなくてはいけないですとか、一定の空間をまた仕切って、そのために活用しなくてはならない、狭くなってしまうというような状況があるのも事実なのですけれども、今、委員がおっしゃったような不安な面があるようでしたら、その辺は前向きに検討をさせていただきたいと思います。

なお、今定例会には補正予算をお願いしてある中で、避難所への物資の輸送も含めた備蓄等のコンサルティング業務の予算を計上しております。その中で、そういった面も含めて業者とも話をする中で、検討させていただきたいなと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 輸送が基本になってしまっているの、なかなかここは難しいなと私もすごく感じているのですが、やはりトイレ問題ってすごく重要で、男性はいいですけれども、女性は外でというわけにはいかないですし、もう少しちょっと、避難してきて本当に輸送ができるのか。みんなが一斉に避難してくるような状況というのは大分、大規模な災害なので、そういうときに本当に輸送が可能なのかどうか。本当にちょっともう少し、長いスパンの避難所生活ではなくて、そのときに必要なものというものをもう一度考えていただきたいと改めて要望いたします。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに、この件に関しまして質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時１６分

再開 午前１１時１７分

- 委員長（平塚 悟君） では、再開いたします。

先ほどの質疑の中で、県が実施した防災備蓄品等のアンケート、その結果が県ホームページに掲載されているということでありまして、PDFデータでありますので、委員会として、グーグルのスペースに入れてもらいたいと思いますけれども、皆さんそういう形でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） では、資料の提供を後ほどよろしく願いいたします。一覧も

ぜひよろしくお願い申し上げます。

では、次の質疑に入ります。

会計課、会計管理者への質問です。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 市長の市政の概要の中で、財務会計においても電子決裁の導入によって効果が得られたということなので、どういう効果だったのか、どんなふうに早くなっているのかというところをお答えをお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 土屋会計管理者。

- 会計管理者・会計課長（土屋典子君） お答えいたします。

電子決裁の運用開始から3か月弱のため、大きな効果はお示しできませんが、現時点でまず1点目、ペーパーレス化による伝票の保管、あとは管理事務の削減。

2点目として、伝票検索がシステムでできますので、各課からのお問合せに対しての対応や修正依頼に即時に対応が可能となっております。

3点目、本庁以外所属の職員、支所ですとか公民館とか体育館からの伝票の送達の事務がなくなったこと。

4点目が、紙文書の回覧が不要となったことで、最高決裁者の処理が迅速に図られていること。

5点目に、決裁状況や処理状況がシステムで可視化できますので、進捗状況の確認が取れることなどです。

今後、また運用の定着によって、さらなる事務の効率化は期待できると思います。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 紙がいいわけではないというところもあって、でも紙でないと間違いが発見できなかったりもすると思うのですが、そのミスがないようにするというのはどうチェック体制は取られていますか。

- 委員長（平塚 悟君） 土屋会計管理者。

- 会計管理者・会計課長（土屋典子君） 会計課は、画面が非常に大きいのを頂戴しております、そちらで2画面で照らし合わせをしながら、確認を取っている状況です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） もちろん複数人での確認というのはされるのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 土屋会計管理者。

- 会計管理者・会計課長（土屋典子君） まず担当員、次がリーダーで、最後が会計管理者で、3人でチェックをしております。
- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 支所とかからわざわざ紙を持ってくるのも大変だったので、こういった効率化が図られるのは大変よいことだと思っています。

そして、ちょっと一歩先に行って、市としてできる中小企業等の支援として、やはり請け負っていただいた工事とか、あと業務委託であるとか、そういうものの支払いを早くしてあげるというのも大変重要な取組ではないかなと思っています。

現在は、請求書が届いてから何日でお支払いするという決めがあると思うのですが、その決めの日数と、あとできれば私とすれば数値目標として、請求書を頂いてから何日以内にはお支払いします、それが決めのとおりなのか、もっと早くできますということをお伝えするようなことができたらいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 土屋会計管理者。
- 会計管理者・会計課長（土屋典子君） お答えします。

会計課では、甲州市財務規則第75条に基づきまして、支出命令の審査を行っております。各課において、請求内容の確認や必要な決裁事務を経た上で、契約等により支払い期日が決まっているものは除きまして、原則として請求日から30日以内に支払いが完了するよう事務のほうを進めております。支払い日は月に4回から5回設けておりまして、各課では可能な限り直近の支払い日を指定し、支払うこととしております。また、請求者に対して口座振込通知書を事前に行いまして、入金予定日を把握できるように努めております。

さらに議員おっしゃるように、資材価格の高騰等により資金繰りへの配慮が必要な事業者のある場合には、30日以内という原則の範囲内ではありますが、配慮を要する個別事情がある場合には、それに応じた柔軟な対応を行うことが可能であります。

つきましては、支払いに請求内容を確認と、あと適正な審査事務が必要であることから、新たな数値目標の設定は考えておりませんが、引き続き迅速な支払い事務に努めてまいりたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 規則で30日以内なので、それよりも早く払うようにご努力はいただいているというのは分かったのですが、支払いの回数が月に4、5回と決められ

ているのはなぜですか。

- 委員長（平塚 悟君） 土屋会計管理者。
- 会計管理者・会計課長（土屋典子君） お答えします。

口座払いについては、指定金融機関の山梨中央銀行のほうへデータ送信がある関係上、4回から5回に分けて支払い日を設定しております。

また、本当に緊急時に備えて、払込み通知書ということでその他払いを設定しておりますので、緊急時のときはそちらの対応で翌日に支払うようなことも可能であります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

本当に市役所の仕事のものを次の支払いに充てたいという人もいると思うので、はがきが届いているからそれで確認してくださいというよりも、先ほど柔軟に対応はしますということだったので、できれば、いつ入るのかなと分かったほうが、請負う業者のほうとしても請負しやすくなるのではないかなと思ったので、この質問をさせていただきましたが、今後できるだけスムーズな支払いができるようにお願いしたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 土屋会計管理者。
- 会計管理者・会計課長（土屋典子君） 小林委員のおっしゃるとおりです。

支払い通知書も、必ず支払い日の前日には届くように会計課のほうで努めておりますので、事前に支払い日が知りたい場合においては、各課や会計課のほうにお問合せいただければ、お知らせできるようになっております。

各課のほうでも、そういう要望があれば、直近のお支払い日を指定していただいて、いつ頃にはお支払いができるようなことをお伝えしていただいていると思いますので、またさらに聞かれる場合については、聞かれない場合においても、支払い日いつ頃になりますというようなお伝えが各課でできればいいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） この件に関して、ほかに質疑はございますか。
(発言する者なし)

- 委員長（平塚 悟君） では、ないようですので、次の質疑に入ります。

次は、施設管理課への質疑になりますので、私からになりますので、委員長交代いたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 委員長を交代します。
平塚悟委員長。

○ 委員長（平塚 悟君） 資料を頂いたのですけれども、一般質問、高畑議員の質問の中に、旧大和中学校、それから塩山北中学校、それから大和自然学校の維持管理費用について、総額で大体130万円ほどであるということでありましたけれども、詳細な資料、内訳も頂いております。これだけ、学校としての用途、また施設としての用途を廃止してもランニングコストがかかってくるという段階で、一般的なランニングコスト、プラス建物の管理というところで、これ以上かかってくる部分というのはあるのでしょうか。今現状で、この3つの施設の中でどのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○ 副委員長（土屋憲一君） 山本施設管理課長。

○ 施設管理課長（山本昌康君） お答えいたします。

一応資料を配付させていただいていますので、資料の説明と併せてさせていただければと思います。

維持管理費の内訳について、配付いたしました資料を基に説明させていただきます。

積算につきましては、令和8年度当初予算ベースとなっております。まず、旧塩山北中学校校舎分といたしまして、機械警備、消防施設点検業務委託料を合わせまして56万4,000円。旧大和中学校校舎分といたしまして、機械警備、高架水槽清掃、電気工作物管理業務委託料等を合わせまして73万3,000円。旧甲斐の国大和自然学校分といたしまして、電気料2万円となります。

なお、旧学校施設につきましては、光熱水費は混在しておりますので除いてございます。また、施設の詳細の内訳は資料のとおりとなっております。

各施設において管理内容が異なってございますが、旧学校施設につきましては、廃校となる際に、社会体育施設管理分と普通財産となった校舎の管理分と、設備の設置状況によりまして分けて予算を計上してございます。また、旧甲斐の国大和自然学校につきましては、現状電気料のみとなっておりますが、今後、文化財資料が集約された後、必要となれば機械警備などの管理経費を検討していくこととなります。

先ほど平塚委員長が申された現状のランニングコスト、必要最低限という部分で、それ以上の経費が今後かかってくるということになりますけれども、建物は当然年数が経過すればそれなりに傷んでくるという状況の中で、通常管理経費としてはかかってくるのですけれども、今後何か動かすといったときに修繕等、必要経費がかかってくると考えております。

以上です。

○ 副委員長（土屋憲一君） 平塚悟委員長。

○ 委員長（平塚 悟君） 承知しました。

旧学校の校舎、それからあと体育館等はまだ社会体育施設として管理で、普通財産での管理というので、すみ分けをしているということでありましたので、利活用については一般質問等にもありましたので、ぜひとも利活用が図られるように施設管理課としても取り組んでもらいたいと思います。

あと、どうしてもこれだけ常にランニングコストがかかってきますので、一步でも早く活用を見いだしていただくよう要望をいたすところであります。よろしくお願いいたします。

○ 副委員長（土屋憲一君） 委員長を交代します。

○ 委員長（平塚 悟君） 委員長を交代いたします。

佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 塩山北中学校の校舎、現在、社会体育施設の分と校舎の分と分けて多分やっていらっしゃると思うのですけれども、今年、実は防災士会で体育館で宿泊訓練したのですけれども、その際に、校舎のほうで水道管がとても寒くて破裂したというようなことを聞いたのですけれども、あそこに、大和も塩山もそうなのですから、どなたもいらっしゃるという場合の水道管の寒い時に破裂するかしらないとか、そういうようなものについての費用とか、そういうものはどこに、やはり修理代もこの中に入っているんですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 山本施設管理課長。

○ 施設管理課長（山本昌康君） お答えいたします。

佐藤委員がおっしゃられたとおり、前年度は塩山北中学校で漏水がございまして、当課のほうで修理をし、改善しているところではございます。

当然ながら、漏水等はその場ですぐに確認はできないのですが、水道代が月によってかなり跳ね上がりますので、そういった部分で確認をし、修繕等を行っていく状況でございます。場所によりまして、社会体育施設の部分であれば生涯学習課のほうで予算計上して対応するのですけれども、前年度の分につきましては、当課というか、前年度は財政課でしたが、そちらのほうで修繕を行ったというような状況でございます。

以上です。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） その漏水ですけれども、どの程度、どういう規模だったかとか、お金がどれぐらいかかったかというのは、分らないですよ。分かりますか。

○ 委員長（平塚 悟君） 山本施設管理課長。

○ 施設管理課長（山本昌康君） お答えいたします。

ちょっと規模的なものは今把握していないのですけれども、金額的なもので申しますと、16万5,000円の漏水工事費、修繕工事ということになりますが、その金額で執行してございます。

以上です。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

やはり漏水のようなものは、先ほど申し上げたように人がいないから、使わないから分らないですよ。そういうところをどうこれから管理の面で、校舎のほうの水道を止めてしまうわけではないから、どうなるのかなというのがちょっと心配なのですけれども、それは塩山北中だけではなくて大和中のようなところもそうですが、定期的に巡回をすとか、何かそういう点検のシステムみたいなものは、この消防設備点検というので、例えば定期的に1週間に一遍とか、そういうことで発見できるのかどうかと、ちょっとすごい期間をずっとやってしまうと、大変なことになってしまったらどうしようというようなことが心配になってしまうのですけれども、そういう点検、人の目による点検がいいんだろうけれども、そういうものはいかがでしょうか。

○ 委員長（平塚 悟君） 山本施設管理課長。

○ 施設管理課長（山本昌康君） お答えいたします。

普通財産に限らず水道の漏水等は、地中に埋まっているというものでございますので、水道管が、あふれているような状況ではない限りなかなか見つけづらいという部分でございます。当然ながら、水道が漏れている状況でございますので、月の水道代にある程度反映されてくるものでございまして、そこで気づくなりの方が、それはどの施設も同様のことだと思います。そういった部分で早急に確認をし、対処するというようなことで現状行っております。

また、ある程度点検であったり、貸出しを行っていたりという中で、異常があればそういった部分は報告いただいているというような運用をさせていただいてございまして、当課の職員も、ある程度定期的に施設の巡回はさせていただいているところでござい

す。そういった部分で、異常があれば速やかに対応していくようなことで、普通財産となっている施設の管理でございますので、大幅に費用をかけて管理をしていくというのはなかなか難しいという現状でございますので、そのような対応とさせていただければと思います。

以上です。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

できるだけ無駄なお金が使われないようにということで、それには、やはり今後の校舎の跡地の使い道というのを考えていくということが、先ほど委員長もおっしゃったようなことが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○ 委員長（平塚 悟君） ほかに、この件に関して質疑はございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（平塚 悟君） 先ほど、施設管理課の職員が定期的というか、できる限り旧校舎の普通財産を確認しに行っている、どのぐらいの頻度で行かれているのでしょうか。

山本施設管理課長。

○ 施設管理課長（山本昌康君） お答えいたします。

例えば、職員としては月に1回行くかというところが、なかなか定期的に決めてはなくて、ある程度不定期になりますけれども、いろいろな状況がありまして、施設をちょっと見に行かなければならないというようなことであったり、ほかの市有地の管理等も行っていますので、そういった際に寄っていくというようなことで、ルーチンとして決めている状況ではございませんが、外に出た際には、そういったところも寄りながら確認をしているというような状況でございます。

以上です。

○ 委員長（平塚 悟君） かしこまりました。

では、次の質疑に入りたいと思います。

次は市民課への質問になります。

佐藤博美委員、お願いいたします。

○ 委員（佐藤浩美君） お願いします。

国際交流のことなのですが、エイムズ市に派遣をする子どもさんたち、たくさん今年はとても希望者が多かったということのようなのですが、そういう際に、例

えば先に来訪者を、向こうから来られる方を受け入れるホストファミリーに手を挙げた人のほうを優先的に交流に参加可能というようなことをすれば、ホストファミリーの人を募集するその苦勞が少し減るのではないかと思います、そういうことを検討するお考えはないかどうか伺います。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） 答えいたします。

本市では、アメリカのエイムズ市、友好都市となっております。またフランス、ボーン市、姉妹都市ということで、2つの市と1年おきに中学生を派遣しております。今まで、コロナ後の実績をお話しさせていただきますと、令和6年のエイムズ市はぴったり応募者が20名、令和7年のボーン市は定員が20名のところ18名というところで下回ってしまった。

私も今回、エイムズ市を募集するに当たり、万に一つ20名を割った場合、保護者負担が増えてしまうのでどうしようかという方向に考えながら、ずっと進めてきたわけですが、今年度は学校の校長会のほうから、ボーン市定員を下回ったのであれば門戸を1年生から3年生に広げてはどうかというような提案もありまして、今年度は1年生から3年生を対象に募集を行ったところ、54名の申込みがありました。これだけ物価高、それから旅費の高騰の中、私も想定以上に来たというところが実情でございます。

したがって、保護者にご観覧いただく中、予備抽選と本抽選により20名の団員を決定したところでございます。

訪問団員のホストファミリーとして受入れを行った家庭を優先すべきということは、事前に一部の保護者から同様の要望もいただいたところでございます。

私も、ホストファミリー優先と、国際交流の意義から考えますと、双方向の交流ということで学びの継続、深化と言えらると思います。交流の双方向の受入れ、インバウンドと派遣、アウトバウンドは一体の活動で、相手を受け入れた家庭の子どもが現地に行くことで、相互理解と深い絆が生まれるということを考えられます。自宅での異文化体験、受入れを経て、今度は自分が異文化に飛び込む、派遣という一連の流れは、ホストファミリーという役割を担った家庭に対し、行政や団体が次のステップ、派遣ということで報えるのは、事業の継続性を高めるため、先ほど議員おっしゃいましたが、ホストファミリーもなかなか見つからなくて私も一生懸命探しているような状況もございます。

ので、事業の継続性を高めるために不可欠なものとも言えると思います。

ただ一方、今回、一律抽選ということで優先しないということをした場合は、公平性を保つ。住宅事情、部屋の広さ、ベッドの有無、家族構成、保護者の仕事の都合などにより、国際交流への意欲はあっても物理的にホストファミリーを受け入れられない家庭は必ず存在します。優遇措置にしてしまうと、そうした家庭の子どもたちがスタートラインで不利になってしまいます。公的事業として、全ての生徒に等しくチャンスを与えるというためには一律抽選が誠実な対応かなというところで、今年度は一律抽選ということをさせていただきました。

ホストファミリーという活動は、見返り、派遣の優遇を期待して行うものではなくて、異文化の若者を温かく迎えるという純粋なボランティア精神と基づいたものと考えてこともできます。

今回ホストファミリーを受けていただいた方は、ちょうどホストファミリーの説明会をさせていただいたのですが、皆さん、将来的に農泊をやりたい方、その方が今回ちょっと手を挙げて、ホストファミリーをまずやってみたいですか、国際交流委員の友達から、すごい楽しいから勧められてホストファミリーを受けたとか、様々な家庭がいっぱいありました。皆さん、本当にいろんな素朴な疑問をホストファミリーとして受けた皆さんに聞いて、こういう場合はどうしたらいい、ああいう場合はどうしたらいい、笑いながら、楽しみにしながら、やっていただいたと私は感想を持っています。本当に受入れが楽しみだと。7月1日からエイムズ市来ますけれども、受入れが楽しみだということになっております。

なので、ホストファミリー優先という考え方と、優先しない一律抽選、非常にこの議論は難しいものだと思います。

ホストファミリーを優先する考えはないかというご質問でございますが、私どもといたしましては、この2つの考え方に基きまして、コロナ禍前はそういった事例があったかどうかということも含めて調査をし、なおかつ2年後にはまたエイムズ市があります。そのときに、ホストファミリーを私ども一生懸命探したのですけれども、結果的に皆さん楽しみにしていただいている現状に鑑みても、ホストファミリーを優先するかどうかというところの議論は本当に難しいと思いますので、今後エイムズ市、ボーン市に行く保護者と生徒に向けてもアンケート等を取って、保護者や中学生の意向も踏まえながら、一部の方の意見で動くのではなくて、多くの該当するであろう皆様の意見を聴取して、

決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。私も、課長おっしゃったこと、すごくそのとおりだと思います。

ただ、やはりホストファミリーというのを受け入れるのはちょっとハードルが結構、私も昔、別の国からのホストファミリーだったことがあるのですが、非常にハードルが高いのですよね。なので、そうしたほうが集めやすいのではないかなと思ったりもしたものですから、そういう提案というかを言ったのですけれども。

そこも含めて皆さんにアンケートなり、そういうものを取っていただいて、今年は校長会からのことで、1年生から3年生になったということがあったと思いますので、ある程度規定みたいなものもしっかり作っていただいて、みんなが、来てもらってよかったねとか、やってよかったと、最初はハードル高くてちょっと混乱したけれどもよかったねとか、そうなるようにしていただきたいと思いますし、そのことも、私も下で子どもさんたちの発表会を聞かせていただいたこともありますけれども、市民に対してももっとアピールして、楽しいよということをアピールしていくということも必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○ 委員長（平塚 悟君） この件に関して、ほかに質疑は。

小林真理子委員。

○ 委員（小林真理子君） 今、一連のやり取りを伺っていて、やはりホストファミリーを受けた方、行けるのではないかと期待もされていたと思うのですが、話を聞く限り、多分抽選が抽選外れたのかなとは思いますが、そこについてちょっと説明なり、今、課長がご答弁いただいた、とても、みんなに一律で機会を与えていきたいというお考えすごく重要なことだと思うので、この市がやっている事業で、やはりエイムズ市に行ってすごく刺激を受けてきたという子どもたちもたくさんいるので、そういう機会をみんなに平等にというお考えは本当によく伝わってきて、すばらしい考えだと思うのですが、やはりホストファミリーをしていただいた方、抽選抽選に外れてしまった方に説明をすとか、ちょっとその一步が足りなかったのではないのかなと思うのですが、何か通達1枚で終わっていたりするのではないですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、私どもとしては20名を切った場合は保護者負担が生まれるというところの心配で、今回の募集要項には、20名だった場合が幾ら、19、18、17、16、15になったら幾らというところで、保護者の皆様にできるだけ共通経費の部分はしっかりお示ししようというところで、そちらのほうばかり考えていました。

先ほども申し上げましたが、54名という募集があったというのは本当想定外だったのですが、この件につきましては、54名で抽選をするという通知を出してから、ホストファミリーの家庭から、それはおかしいじゃないかというような話がありました。私どもとしましては、もう募集要項の段階で、ホストファミリーを優先にすることを書いていない、協議もしていなかった。協議の土台にも載っていなかった話題ですので、そこについては、先ほども申し上げましたが、保護者のアンケートでより多い意見を国際交流委員会のほうに投げかけて、そこで決定すると。民主主義の多数決ではございませんが、そういったことで、来年度の募集要項には、もしホストファミリーを優先するのであれば、ホストファミリーを受けていただいた方は優先いたします、枠は何名ですと、具体的に何名というようなところも、結果的にホストファミリーを優先することになれば、そういった文言をしっかり保護者の方に事前に説明します。

優先しないで一律抽選ということであれば、先ほど私が申し上げたとおり、一律抽選というのは公的な事業として非常に公平性があるというところで、保護者の皆様に、どちらになるかというところは、今から議論をして答えを出していかなければなりませんので、今年度中には、もう来年の募集要項は2月3月には作成しますので、今年度の国際交流事業が終わるまでには、しっかりと協議をして結論を出したいと考えております。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） そこはよくご議論いただきたいなと思うのですが、私、この後スクールバスのお話もするのですけれども、市からの通達書いてあります。そこで、今回は書いていなかったから、そうしましたということなのですが、やはり全部読んでいるわけではないですし、皆さんがそれを読んだから、そう理解するということでもないと思うのですよね。だから、やはり大企業と違って、ここに書いてあります、私たちはという説明では、説明がやはり足りないと思うので、本当にもうちょっと行政として市民サービスというところを広く考えていただきたいなと思います。ここに書いてあるも

のを送りただけでは済まないこともあると思うので、今回の件はよい議論をいただいたのかなと思いますので、私は、一律抽選で本当にみんなに広く機会を与えていこうというお考えはいいと思いますので、またご議論よろしくお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに、この件に関して質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、次の質疑に入ります。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） 国際交流の事業というのは、かなり一部の人たちが関わっているものですが、特に子どもたちの国際交流ということで、行った子どもたちはものすごく世界が広がったり、その後のホームステイ先の家族との交流も含めて、私の知っている子どもさんは、高校生でしたけれども、イギリスに行った後、イギリスに留学したりして、そして自分の仕事もそういう仕事に就いていくという可能性もすごく広がることなので、とても大事にしてもらいたいと思いますので、先ほどのことはぜひ前向きに皆さん検討をして、しっかりした対策を立てていただければと思います。

次に関連してなのですが、国際交流委員会の運営について、少しその委員長さん、副委員長さんをはじめ、何かぱっと変わったとかいう、そういうところもあって、そういうものに対して少し不信感を持たれている方もちょっといらっしゃるようなので、確認ですが、この国際交流委員会というのは、何か市の例規集を見ても特に書いてあるわけではないので、要綱というのはどこに書いてあったりして、そういうものについてはきちんと整備されているのかということを伺いたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

本市の国際交流活動に伴う事業を円滑に行うため、甲州市国際交流委員会の設置要綱を定めております。

委員は、世界各国の人々との教育・文化・スポーツ・産業及び経済などの分野の交流を通じて市民の国際感覚を涵養し、国際意識を高め、相互の友好交流を深めるための事業を立案し、実践することを目的としたと定めた要綱を定めております。

今回の国際交流、エイムズ市の派遣事業、それから受入れ事業等については、国際交流委員会の事業として行っているものでございます。

現在18名の委員さんがいらっやまして、商工会ですとか観光協会、それからライ

オンズクラブですとか、そういった充て職の方、それから自分から国際交流に携わりたいということの構成員でなっているような状況でございます。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

充て職以外の公募は何人で、その公募の仕方というのはどのようなになっているのですか。

- 委員長（平塚 悟君） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） 答えいたします。

まず、充て職でございますが、甲州市商工会、勝沼ワイン協会、甲州市観光協会、塩山ライオンズクラブ、勝沼・大和ライオンズクラブ、この5名でございます。

それ以外の13名につきましては、長くから国際交流委員として携わっていただいた方は、ぜひお願いしますということで有識者枠ということで、有識者が5名です。それから公募が7名、それから小林教育長が委員として入っております。

この有識者の方は、任期が2年なのですが、何年も国際交流事業にご尽力いただいていますので、私どもとしてはぜひ、もう2年任期お願いしたいというところで、有識者として参加していただいております、公募の方につきましては、自ら手を挙げていただいていると。任期が2年で、今年度4月に新たに委嘱状を交付させていただいたのですが、募集につきましては、2月号か3月号の広報で国際交流委員会の委員を募集しますと広報、ホームページで周知をしたところでございます。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

有識者は2年ではなくて、10年ぐらやっていらっしゃる方もいらっしゃるのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） 具体的に、フランスの通訳をしていただく方は、もう勝沼町

時代からボーン市との縁を取り持っていて、甲州市誕生からもう20年以上携わっていただいている方、それから海外での生活が長かった方ですとか、大体、任期3回4回5回とか、自ら私はもういいですと言われたい限り、新規ではなくて有識者枠でぜひお願いしますというところで、事務局のほうからお願いしているところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

この国際交流という事業、一般市民はあまり分からないことなので、どうなっているのかなというのが非常にちょっと心配だったところもあったので、伺ったのですけれども、公募は大体7名の枠は普通に何もしなくても埋まるような形なのですか、毎回。何か市のほうで、この人はというふうにある程度、下相談みたいなものがあるのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） 答えいたします。

公募の中でも、任期1回2年過ぎた後に、今回またよろしく願いしますと。その一番初めの携わり方が、公募で入ってきた方は公募というような扱いをさせていただいていますので、あと新規で有識者で今年度から委嘱させていただいた方というのは、もともと都内の会社でフランスといろいろやっていて、今回は、自分は甲州市に移住してきたので、そのお手伝いをしたいというような方が男性がいたりですとか、あとお二方は新規で、ボーン市に自分自身行った経験があって、それを国際交流委員会の中で生かしたい方、それから一旦はお辞めになったのですけれども、もう一回やりたいと言った方、そんなような状況でございます。

なので、私たちも、きっかけを持って公募で入ってきていただいた、その任期2年間で非常によくやっていただいた方には、どこの組織も、こういう委員会ですとか、そういったものもそうなのですから、こちらからぜひ継続してお願いしますという場合もありますし、あとは公募で新規で来ていただいた方を拒む理由もありませんので、ぜひお願いしますというようなことでやっております。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

すみません、細かいことをたくさん聞きましたけれども、国際交流委員会は子どもたちを派遣する事業が多いと思いますし、より発展するように有能な人がたくさん入ってく

れるといいということなので、ぜひ人のことについても心を配ってやっていただければと思います。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） ほかにこの件に関して。

佐藤照幸委員。

- 委員（佐藤照幸君） 勝沼・大和ライオンズクラブのときに会長をやっている、それで1回、2月か3月で事業が、あそこの塩山の奥のほうの集落でやったのですけれども、すごくいい事業だなというふうに関験しまして、ボランティアの方とも交流できたし、外人の方とも交流できて、甲州市すごいなと思ったので、これは感想といいますか、ありがたい気持ちを述べさせていただきました。

- 委員長（平塚 悟君） ご意見でよろしいですか。

常任委員会その他案件、途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。再開を午後1時15分といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時13分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

引き続き、その他案件の質疑を続けます。

生涯学習課への質疑になります。

小林委員、お願いいたします。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 佐藤議員の一般質問で、文化財保存活用地域計画というのを今後考えていかななくてはならないというようなご答弁だったのですが、これは策定するのか、策定するならいつまでに策定するのか、お願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 坂本生涯学習課長。

- 生涯学習課長（坂本 豊君） お答えいたします。

文化財保存活用計画につきましては、平成30年に文化財保護法の改正により制度化された市町村における文化財保存活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランというような位置づけをされておる計画でございます。こちらの策定につきましては、市内全域を対象として、様々な文化財を総合的に保存活用する計画としての位置づけに

なります。

策定の時期というご質問ではございますけれども、これは前々から、こちら改正をしてから甲州市、一般質問でもお答えいたしました、かなり文化財等を保有して、そちらを活用しながら活性化を図っていくということは重要施策だと考えておりますので、こちらについては、策定をしていきたいと原課のほうでは考えておりますが、現状の状況を見ながら、時期については引き続き検討をしてみたいと考えておるところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 歴史的風致維持向上計画が改定されないのは非常に私も残念で、まだ今年度中は計画期間なので、もし可能であれば、このあと残された期間で考え直しをしていただきたいなと思っています。

文化財活用計画見ると、まだ山梨県だと2つ取っているだけだと思うのですが、甲州市も多分ほかよりも多くあるので、早く手をつけたほうがいいかなと思うのですが、あと今、文化財の体制、人員配置として、学芸員の配置であったり、そういう体制はどうなんでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 坂本生涯学習課長。
- 生涯学習課長（坂本 豊君） お答えいたします。

こちらの文化財保存活用計画につきましては、県内では4市が現在作成を済ませているところがございます。また、ほかの市町村につきましても準備を進めているというところがあるということは、情報としてつかんでいるところですが、ご指摘のとおり策定というのは課題として進めていきたいというふうに考えております。

体制といたしましては、現在、文化財主事に、今年度新人の職員であります、2名採用をしていただいているところがございますので、また先ほど話題に出た歴史的風致維持向上計画、より良い文化財に特化した計画という位置づけですので、そういったところの体制を整理をしながら進めていきたいと考えておりますので、現状を整理する中で、できるだけ早く着手できるような方向で、また今年度で歴史的風致維持向上計画が終了いたしますので、この歴史的風致維持向上計画とも密接な関係をしていくというところで、今までの取組を継続するということも踏まえまして、策定のほうを検討してみたいと思っております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） あともう一点、かねてから文化財ということで伺いたいののですが、大久保倉庫はたしかもう片づいたというお話を聞いているのですけれども、あとレックセンターと深沢分校と、あと宮光園と、まだまだあちこちにあるのですけれども、それぞれ今後どういうスケジュールで文化財を大和自然学校に移していくのかをお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 坂本生涯学習課長。

- 生涯学習課長（坂本 豊君） お答えいたします。

文化財の移転につきましては、今年度予算を確保させていただいているところでございますので、現状、設置する備品等の発注をかけているところでございます。今それぞれ分散をしてしまっているところをここ数年来、整理を少しずつ進めておるわけですが、その整理等が終わったところで、運搬のほうの委託をかけていきたいと。いずれにしろ、年度内に移設のほうは済ませたいと考えておるところでございます。

- 委員長（平塚 悟君） この件につきまして、ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、生涯学習課への質疑は以上といたします。

次に、教育総務課への質疑に入ります。

小林委員、続けてお願いいたします。

- 委員（小林真理子君） 土日のスクールバスの運行と平日の下校便ということで、一般質問では土日の運行について質問したのですが、5月2日から平日の下校便も減便になったというのを保護者の方から伺いまして、私も経緯を聞きに行ったところ、1週間ちょっとでまた下校便は2便に変更されたのですけれども、この減便になった経緯、平日の下校便についてお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

小林委員からの一般質問でもお答えをさせていただきましたが、まず塩山中学校のスクールバスに関しては、利用の手引を作成いたしまして、当課と塩山中学校、それから運行管理委託業者、3者による協議によりまして随時変更しているという状況でございます。

それから、今ご質問にありました平日の下校便に関してでございますが、実はこちらに関しても、当課では把握をしていなかった案件であります。恥ずかしながら。やはり同

じように保護者の方から、なぜこの便がなくなったのでしょうかということで、こちらに問合せをいただき、いや、そんなはずはないということで学校にも確認をさせていた
だく中で、実はということで学校から報告があったという中身が正直なところでござい
ます。校長にも、このことに関しては、協議の仕方が違う、先ほど申したとおり3者の
協議のはずであるということで改めて申入れをさせていただき、今後につきましては、
確実に3者で申合せを行うということで、ぜひ徹底をしてほしいということで、職員間、
それからあと当課の中に関しましても、情報の共有を図ったという中身でございます。

先ほど申し上げた、委員のご質問にもありましたとおり、5月2日から減便をするとい
うことでございましたので、それを元に戻させていただいて、ちょうど連休明けになっ
たのでしょうか、そこから元の体制に戻らせていただいたという中身でございます。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 元の体制に戻ったのは5月10日、11日でしたっけ。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

私どもで把握しています、今のとおり保護者の方から連絡をいただいたのがゴールデン
ウィーク明けのことでございましたので、そこから直ちに協議を行って、最短の日にち
ということで、その日にちが設定をされたという状況でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） この件、私も少し窓口で話を聞いて、とてもちょっと本会議で
言えるような話ではなく、把握していなかったのも大変な事態ですし、一般質問のとき
にも、教育総務課のほうで運行は管理責任を負うということで、なぜこういうことが起
きてしまったのか、原因は何だったのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、実はこのことに関しては、学校と業者間の中で協議を進めた
というところではございました。そのことに関しては改めて、先ほども同じ話になって恐
縮でございますが、学校長に対し、実際の協議する状況がそれは違うということで、改
めて当課のほうから、もっと言いますと私のほうから直接、学校長に申入れをさせてい
ただきました。

やはり学校長のお話ですと、スクールバスの利用の手引の中のそのことに関し、やや失念をしていた部分であるということもお認めいただきましたので、くれぐれも今後についてはということでお話をさせていただいてございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） これ私、初めて聞いたときに、教育総務課ともやり取りをさせていただいた中で聞いた中で、教育総務課も把握していなかった数字が出てくるわけではないですか。業務委託の予算は債務負担行為で上限が決まっているので、運行しなかった場合、減額されるのだとは承知していますけれども、でも、もしかしたら分からないではないですか。学校のほうでも下校便は2便ずつ出していました、本当は1便だったけれどもというお金の流れもあることですので、教育総務課でしっかり運行を把握していなくてはいけないと思うのですけれども、今後もまた学校に運行の管理、部活も含め平日も学校に任せていくのですか。それともどういうふうに確認していくのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、この委託費に関しましては当課で支払いをしておりますので、委託業者から当課のほうに請求書が届くことになっております。やはり月締め、末月をもってその月分の請求をいただくという流れになっておりますので、業者と私どもの間に関しては、事後の話ではございますが、実際の運行の確認はできるという形でございます。

あとは、学校とどうしていくのかというところになってまいりますので、実際その平日、土日休日に関しましては、ほかの学校でもそこは使えるということになっていきますので、学校間の調整も必要になってまいりますし、というところから申請自体は当課にいただき、実際の塩山中学であらかじめ使うということも、もう日にちが決められているところもございますので、そこを調整をさせていただきながら、割り振りではないですが、そのような形を取らせていただいておりますので、平日に関しましても、実際にどうなのかというところは確認をしていく必要があるのだらうなと考えているところでございます。

ただ、その確認の方法に関してでございますが、毎日のことでございますので、今具体的にこうしようというところまで思いは浮かばないところではあるのですが、そこはまた学校間、先ほど言った業者間とも3者で協議を進めさせていただければと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 大変信じ難い出来事で、スクールバスは初めてのことで、一般質問でも申しあげましたが、やはり学校のほうの事情としても、下校便、みんなが帰る時間が、この時期はここしかないからというような事情も分かるは分かるんですけども、やはり利用する保護者だったり生徒だったり、話を聞いたかという聞いていなかったのですね。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、実際に使われるのは子どもさんたちですので、その実態がどうであるのかというところは、やはり大事なことでありと認識をしております。ということでございますので、今後、子どもさんたちが実際にどうかというところは非常に大きなところでありますので、そこも優先的に考えてまいりたいと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） すごく帰りも、部活やって、みんなが帰るのがその時期はそうだったかもしれないけれども、やはり具合悪くて帰りたいなと言っても、帰る手段がない子も出てきてしまうというのは、大変なことだったと思います。すぐ変わったから、また、なお私は疑念で、どうしてこういうことが起きたのかというのも、本当に管理は徹底していかなくてはいけないのだろうなと思います。

それで、先ほどエイムズ市のときにも申し上げたのですけれども、利用の手引に書いてあるから随時変更されるものというのは、随時変更って多分ちょっとした時間のずれくらいではないかと私は、どちらの取り方にもよるとは思うのですけれども、教育総務課からすれば、ルートが変わることも便数が変わることも想定しての随時変更かもしれないけれども、保護者の側からしてみたら、ちょっと時間の変更になるくらいではないかという、その齟齬というのは埋めるには、書いてあるからいいでしょうということでやはり許されないと思います。まだ1年ですから、統合して。

だから、やはり丁寧に、こうしたいと思いますけれども、利用される方々はいかがですかというやり取りはやはり必要だったと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 下校便が減便になったのはどのぐらいの日数だったのかということと、それどうして減便になったかという理由が私たちには分からないのです。その理

由を教えてくださいたいと、まず。

そして、そのことを、保護者からそういうことが出てくるということは、周知はどのようにしたのか。その前に子どもたちや保護者にどの程度聞いたのか。課には何も連絡がなかったというのですけれども、その学校の姿勢ですよね。子どもたちや保護者にちゃんと聞く、そうして手順を踏んで、もし不必要ならば不必要なりで変えていくということの手順が必要だと思うのですけれども、そういうのが今聞いたところではあまり感じられないので、そのことも含めて学校の姿勢も含めて、まず、なぜ、どういう経過で減便になったと学校で判断して減便したのかということを伺いたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、減便になった期間でございますが、5月2日が土曜日でしたので、平日とすると5月7・8日の2日間でございます。週明けの11日から元の体制に戻しましたので、今申し上げた期間に関しては実質減便になったという状況でございます。

その理由でございますが、先ほどもちょっと小林委員からもお話が出ましたが、実際にそのバスを利用する方が、昨年度の実績、それから4月の実績も見の中で、少ない場合が多いということの中で、一部に関しては減便をさせていただいたというのが学校からのお話でございました。

それから、あと保護者、それから子どもさんたちへの対応という部分、周知の部分でございますが、大変申し訳ありません。そちらに関しては、ちょっとこちらでも把握はしておりますが、今申し上げたもともとの、今年は私どものほうからスクールバスの利用の手引の改定ということで、5月2日から部活動のための休日便に関しては、1台で大藤・神金・玉宮地区を循環するルートに変更しますよということでお示ししたのが、3月23日でございますので、その後の学校の中で、併せて5月2日から平日便に関しても、そのような動きをしていきたいということで決めたのではないかと考えております。

保護者、それから子どもたちへの案内でございますが、恐らく直前になったもの、4月後半になったものではないかと、ここは推測ですが、と考えております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 推測の部分を含めて経過は大体分かったのですけれども、やはり

学校が子どもや保護者にきちんと、やり取りですね。こう決まったからこうだよというふうに、こうなったからということではなくて、やはりきちんとその状況を把握したり、あるいは子どもや保護者への説明なり意見を聞いたりする期間が例えばあって、そして、課のほうにもそういう連絡という手順が必要だったと思うのですけれども、その子どもや保護者のことを聞くという姿勢が、やはり決定的に足りていないのではないかなと思いますので、今後その面は強くご指導をお願いします。

- 委員長（平塚 悟君） 要望でよろしいですか。

このスクールバスの管理というのは、先ほど小林委員が、予算執行上は教育委員会が持っているということですが、運行調整、そういった全てにおいては、教育委員会が責任を負うという、そういう認識でよろしいでしょうか。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

塩山中学校のバスの管理規程を設けてございますので、その中で、運行管理は教育総務課長が行うと明記してございますので、当課にあるという認識でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 分かりました。

各委員からの指摘もございましたので、ぜひそのように執行していただくようにお願いいたします。

続きますか、同じ案件で。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） この運行実績は、もう月末締めで提出されるのであれば、4月5月出せるのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

昨年度と今年度の4月5月の状況ということでございますので、まとめさせていただきました。

まず、4月に関しては、土日の大会の送迎等は今年も昨年度も行われておりませんので、土日の大会移送はゼロという形でございます。それから5月になりまして、土日の輸送に関しては、本年度の新たな試みということで行いましたので、現在は5月は12便の運行が行われている状況でございます。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） スクールバス、土日便だけではなくて、この平日の下校便のほうも聞きたいのですが。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをしたいところなのですが、大変申し訳ありません。いただいたのがあくまでも土日の分ということで、土日分は今の状況でございます。平日に関しては、大変申し訳ありません。手元に資料がございませんので、また改めて作成させていただきます。
- 委員長（平塚 悟君） 委員会として、運行実績等の簡単な資料でいいですので、作成していただくということでよろしいでしょうか。では、提出をまた教育総務課のほうでお願いいたします。

次の質問でよろしいですか。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 今、土日は12便ということで、土日の3台は1台に減らされて、2台が空いているはずで、2台をもっとぐるぐる回しているのかと、遠征に使っているのかと思ったのですけれども、意外と少ない感じなのですが、これはどうしてですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

一般質問でもございましたが、1台に関しましては、スクールバスの部活便という名前でございますけれども、塩山北中学区から塩山中学校への生徒の移動に活用してございます。

それから、2台に関しましてでございますが、先ほど言ったとおり各部活、ちょっと申し訳ありません、何の部活でというところまでは把握はしてございませんが、例えば塩山中学から富士北麓公園へ行ったりだとか、日川高校に行ったりだとかという形で、生徒の移動のために活用させていただいたのが、土日に関しては12便であったという流れでございます。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） これ何回も一般質問でもやって、この間も一般質問させていただいて、部活の遠征について、公式大会、教育内大会であれば、校長会の補助金である

とか、大会支援の補助金などを使えるのですけれども、そうではない練習試合であったりとか、例えば小瀬に練習で行くとか、小瀬も子どもにとったら十分遠い場所で、保護者も送って行くのにもう往復すれば2時間かかってしまう。だから、そういうところにもできれば出してほしいと思っています。

でも、それを調整するのに結局、塩山中学校のほうで今回の平日便のようなことが出てしまったので、やはり最終的には教育総務課で一元管理していくしかないのではないかと私は考えるのですが、その部活の遠征のスクールバス、庁用バス、公用車、そういうのも含めて、教育総務課でシステマ的につくっていくことは可能なのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、公用車の管理等々に関しましては、各学校からは当課にまず申請が上がってまいります。具体的には何月何日、どこからどこまでというものでございますが、それを当課のほうで確認をしながら、担当課であります施設管理課のほうに送るという形でございます。それは仮の予約にさせていただいて、実際には各学校から本予約が施設管理課のほうに送られるという流れでございます。

一方、部活便に関しましては、先ほども少しお話しさせていただきましたが、まず当課のほうに各学校からの依頼が、公用車と同じように当課に依頼が参りますので、それをこちらでも、塩山中学校の利用状況も分かりますので、そこと進め合わせた上で再度、学校のほうにオーケーなのか、あるいは駄目なのかというところでお返しをしているという流れでございます。

そのことを受けて、塩山中学校のほうに実はスクールサポーターを1名、そのために雇用させていただいて、端末のほうも、実は校務支援システムがここで入れ替わりましたので、もう使っていないものも活用しながら、管理も行っているという流れでございます。

ご懸念いただく点もございますので、実際どういう形がよろしいのかというところ、保護者の方の負担を減らす方向というところもあるので、また改めて、こういった方向がいいのか、学校とも協議をさせていただくことが必要かなと思っております。それは塩山中学校だけではなくて、市内全ての学校が関わってまいりますので、同様な形を取りたいなと思っております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 一般質問でもそういうお答えだったので、一生懸命考えていただいて、今整っていないのも、私は土日便が3路線出ていて1日で3回あったのが、1便になってしまった時点で整理されていなかったのは、ちょっと残念だなと思うのですが、これからでも遅くないので、できるだけ早く整えるべきだと思います。

そして、保護者の方も、3路線あったのが1路線になって、代わりに、先ほど課長がおっしゃったように、遠征にはちゃんと支援していきますというところで納得しているにもかかわらず、案外遠征には出してもらえないというところをもあったりするらしいのですね。なので、だからちゃんと出すところには出すというので、どんなルールがいいのかは分かりませんが、一般質問でも言ったようにちょっと遠いところ、どこら辺までが遠いと決めるのか分かりませんが、そういうルールを決めた中で運用というのをしっかりしていただきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） このスクールバスの運行について、ほかに質疑等はございますか。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） スクールバスではなくて、先ほど、ほかの中学校についてもおっしゃったのですが、やはり休日は部活動で遠征に行くような場合は、塩山中学校の場合はスクールバスを結構使いやすい感じになるかもしれないけれども、ほかの中学校は公用車を申請して使うということでやっているというのと理解してもよろしいのでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

塩山中学校は、おっしゃるとおりスクールバスで使うことが非常に多いというのは事実でございます。

もう一点、勝沼中学校に関しましても、ちょっと戻ります。先ほど小林委員の中で、運用の中でということでもございました。スクールバスに関しましては、1乗車について20人以上の乗車が一応必須であるということで決めさせていただいてございます。それは、公用バス、庁用バスとの絡みもございまして、それとほぼ同じようなやり方で、スクールバスに関しても20人以上ということで規定を設けさせていただいてございます。

塩山中学校に関しましては、ある程度人数も多いので、そこがクリアできる場所ではあるのですが、勝沼中学校に関しましても、一部の部活動においては、塩山中学校のス

クールバスを利用しているという状況もございます。

ただ、松里中学校に関しては全体の生徒さんの人数が少ないので、実際のところはスクールバスは利用できていないというところも、こちらも把握しております。その際ですが、公用車で先生が運転することもあるでしょうし、あるいは保護者の方にお願ひすることもあるでしょうしということで、松里中学校については、運用がなされているものというふうに考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 学校の人数が多い少ないがあるけれども、例えば部活動で遠征をする場合に、ある人はスクールバスに乗っていくことができ、ある生徒は保護者が送らざるを得ないということになると、やはりその辺はいろいろな平等性を欠くというか、そういう問題も出てくると思ひます。実態がなかなか大変だからということもあると思ひうのですけれども。そして、あと事故が起こった場合の、この間から小林委員の一般質問の中にもあったように、事故のことがとても心配なので、あるいは先生が運転しているというところも心配なので、総合的にきちんとどうするかを考えていただき、もしかするとお金のかかることかもしれないけれども、子どもたちの安全な移動について考えていただきたいと思ひます。

また、そのときによく言われるのは、そんなに遠征が必要なほど部活が必要なのかというような、一方ではそういう考えもありますので、それも含めて総合的に考えていただければと思ひます。要望です。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただければと思ひます。

委員おっしゃるとおり、ある特定の部活動にだけ使われる可能性があることに関しては、当課としても大きな課題であると思ひております。これから先、子どもさんたちは減少していく中で、部活動自体も単独校では維持することができないということも現実として起こっておりますので、喫緊の課題として、部活動の移動に関してはどういう形がよろしいのかというのは考えなければいけないなと思ひております。

また部活動、実際にその遠征が本当に必要なのかというところも、改めてそれは学校側にも問いをしているところでもあったりするのですが、必要最低限のものとはまでは申し上げませんけれども、どうしてもその遠征が必要だという何かしら明確な理由があるべきではないかと当課も考えております。そこは3校、中学校ございしますので、そこも

調整をさせていただければと思います。

また現在、中学校の部活動の遠征についてという中で議論していただいておりますが、塩山中学校のスクールバスは必ずしも、小学校もオーケーですので、例えば境川のごみ処理施設の見学に行くとか、B & Gのプール、今、各学校で使っていることもありますので、その際の移動にも使うとか様々な方法で使われておりますので、そこはやはり市全体で考えていかなければならないかなと思っております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 土日便が3路線から、すみません、今ちょっと戻って申し訳ないのですけれども、委託料に変更はないのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

土日便に関しましては、特別便という言い方になるのですが、1時間当たりの単価1,800円で計算しておりますので、単価自体、それから委託料に関しては変更はないという事で認識をしております。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 路線のルートが変わっているのです、委員の皆さんも、どういうルートになったのかをご覧になったほうがいいのかなと思うのですが、私は持っているのですけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（平塚 悟君） その運行のルート等のデータございますか。教育総務課のほうで。PDFで提出可能な資料でしょうか。

皆さんにお諮りしたいと思います。スクールバスの運行について、ここまで質疑等ございました。現行どのように土日便、特別便が運行されているかどうかというのも、委員としても確認したいと思いますので、資料の提供を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（平塚 悟君） では、教育総務課において資料提供をお願いいたします。

では、この件については締めさせていただきます。

次の質疑に入ります。

佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 今のスクールバスつながりなのですからけれども、塩山北中学校が統合の対象になって、塩山中学校へほとんどの子どもさんがスクールバスを使って行っているということなのですからけれども、中には、松里中学校に行きたいということで行っている子どもさんがいる。その子どもさんは、やはり保護者の方のあれを聞くと、例えば移住してくるのに、やはり少人数の中学校に行けるからということで移住してきた。それなのに、塩山中学校に行かなければならないことになってしまったというような場合もあるようなのですよね。

そういうことを考えると、塩山北中学区のところから塩山中学校に下るのをちょっと松里のほうを回って、塩山中学校に行くというようなことをしてあげてもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、学校教育法施行令第5条第2項におきまして、市町村教育委員会は就学すべき学校を指定することとされております。ただ、その同令第8条においては、保護者の申立てによって相当と認める場合に関しては、指定校変更することができるというふうにして規定をされております。

このことに基づきまして、旧塩山北中学区の生徒さんたちに関しては、塩山中学校を指定校とし、それ以外に就学をもし必要だということであれば、保護者からの申請によって、当課において認定、許可をし、別の学校に通学をしていただいているという状況でございます。

本市におきましては、甲州市立小・中学校指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要領というものを定めて、今のとおり保護者からの申出が相当であるという方たちに関しては、学校の変更を認めているという流れでございます。また、同要領によって指定校の変更は今のとおり可能ではございますが、ただ通学手段につきましては、保護者の責任においてお願いをするということで、その許可書の中にもうたっております。それは旧北中学区からということではなくて、全ての指定校の変更になるお子さんに関しては同様の取扱いをしておりますので、塩山北中学区だけというわけにはちょっといかなないかなというふうに思っております。

また、塩山中学校のスクールバスに関しましては、令和6年度に購入をさせていただきました。購入の際には国庫補助金も活用させていただいて、その中で、塩山北中学区が

ら所定のルートを通して塩山中学校に通うと、そのためのバスであるということで国のほうにも申請をさせていただきますので、途中の学校に寄ってというようなお話でしたが、そこはやはり制度上で無理があるのではないかなと考えております。あくまでも塩山中学校スクールバスは、塩山中学校に通学する生徒さんのための通学手段ということでございますので、他校の登下校においては、現在において利用はできないと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 理屈は分かりました。

けれども、先ほどの保護者の申立てによってそれを変更することを認めるときに、通学手段について、いいですよということでもらっているということですよ。ただ、保護者がそこまでしても小さい学校に行きたいという子どもさんが、前に聞きました、3人通っていらっしゃるということですが、塩山北中から松里中学区に。その保護者も、子どものためを思って、もう仕方がないから、そうやってでも子どもを松里中に通わせたいということでやっていたらと思うのですよ。

そういう個々の子どもさんの特性とか、そういうものがあると思うのですけれども、ほかの学校でも同じような扱いかもしれないけれども、松里中に今通っている子たちは本当は塩山北中にずっと行けると思っていたわけですよ。だけれども、なくなってしまったからということでやっているわけなので、教育の機会の平等ということで言うと、通学手段も含めて機会を平等にしてあげるということは、そういう融通というのはあってもいいのではないかと。保護者も、朝も帰りもそこへ送って迎えに行くということは、仕事をしている上で大変なわけですよ、やはり。そういう保護者の立場に立ったら非常に、子どものためを思うからそちらの学校を選んでそういう申立てをしたけれども、大変生活やら何やらは規制される部分があるということを鑑みるということがあってもいいのではないかと。

しかも、バスも下へ下っていくのをちょっとこっち10分、変わらないのではないかなと思ったりもするので。そういう融通を利かせるというようなことがあってもいいのではないかと。反対方向へ行くとか、違う方向に行くとかということではなくて、結局塩山中学校には行くわけですから、バスが。塩山中学へ送っていくわけですから、そこで数名の生徒の融通利かせてもいいのではないかと。そういう融通を利かせるというようなことは、塩山中学校へ通学という目的は目的でいいのでは

ないかと思うのですよね。通学を含めた教育を受ける権利の保障ということについてはいかがでしょうか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

冒頭申し上げましたが、指定校の変更に関しては、その要件にさええば、こちらとしても特段どうしても駄目だというものではありませんし、おっしゃるとおりお子さんの特性もあったり、例えば中学校であると、あるいは部活動が自分の行く指定校にはないとか、様々な要因があって指定校を変更されているのも事実であります。

今申し上げたとおり、様々な要因の中で学校の変更する、そのことに関して当課のほうで反対とか何とかということはないし、そこはやはり子どもさんのためにその学校がよろしいのではないかということで、こちらもそれで許可をしているという状況でございます。それは、先ほど冒頭に戻りますが、旧塩山北中学区だけではなくて、全ての学校において同様の認識であると私どもは思っておりますので、そこだけ特別扱いはできないと考えております。

また、今のちょっとだけ松里中学校に寄ればというお話でもございましたが、冒頭申し上げたとおり、補助金の中でルートを選定して既に申請をしておりますので、そこを動かすとなると、それはやはり改めて変更する必要も出てくるでしょうし、既に頂いた補助金ももしかしたら返還をという話も出てまいりますので、そこは慎重に考えるべきかなと私は思っております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 塩山北中が閉校になって、塩山北中に通いたかったのに行けなくなってしまったという、そういう生徒は、自己都合で学校選択というか、例えば部活をしたいと積極的な都合でそこに行こうということではなくて、松里に行かざるを得ないというような状況で行く子どももいると思うのですよね。

だから、本当に今、塩山中学校へ下るこのルートを絶対通らないと補助金もらえないのか、ここをこう回ってもいいかどうかというのをちょっと聞いてもらいたいという気もするのですけれども、そういうことを含めて、これから中学校に通わせたいという保護者が実は私のところに、本当に困るなということ言ってきたのですけれども、そういうこれからの子どももいるので、そういう可能性もちょっと考えていただければなとい

うふうに、要望ですけれども、でも、そういう目線に立っていただきたいと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 要望ということで。

ほかに、このスクールバスの利用に関してご意見はございますか。

（発言する者なし）

- 副委員長（土屋憲一君） 委員長を代わります。

平塚悟委員。

- 委員長（平塚 悟君） 学区の指定があるということで、何度か確認の意味も含めて、松里地区の井尻小学校区から塩山中学校に通っている現状、もちろん松里小学校区からも塩山中学校に通っている現状からして、この学区制度自体が、それも保護者からの申請によって、指定校を除外するという状態がずっと続いているようにも見えます。地元からの陳情もあってそうしているという状況ですけれども、このことについては、教育委員会としてはどのように改善を図っていこうとか、そういった考え方はあるのでしょうか。

非常に今の話の延長線にもなるのですけれども、やはり松里の井尻から来る子も自転車で通う、松里の奥の柚木のほうからも自転車で通うことに関して、住民の方から、また保護者の方からご意見も確かにいただいた経緯もあります。何か考えがあればお伺いしたいと思います。

- 副委員長（土屋憲一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

冒頭お話ししましたが、学校を指定するというのが、法律上の規定でございますので、そこを当課だけで、あるいは本市だけで変えていくところというのは非常に難しいのかなと思っております。

極端な話ですが、もっと少子化が進んで、例えば市内に小学校1校、中学校1校という場合であれば、もちろんそれは、もうそこしかないわけですので可能ではあると思うのですが、現状で中学校は3校ありますし、小学校は13校ありますし、それをそれぞれ各住所に見合った形、小学校については特にですが、なるべく近いところで小学校に通っていただいているという状況もあります。

中学校に関しては、先ほど言ったとおり、塩山地区に1校、勝沼地区に1校というのが当課で考えた計画でございますので、それに沿って塩山中学校と塩山北中学校は統合をさせていただいたという流れでございます。

今後につきましてですが、現時点においては、学区制の廃止というようなところまでは考えていないというのが現状でありますので、今の学区を維持していくものと考えております。

ただ、通学手段でございますけれども、あくまでも指定校であるか指定校でないかというところは、やはり大きな差ではないかと当課は考えております。指定校であればこそ、塩山北中学区の方たちで塩山中学校に通う方たちについては、そこは通学手段を確保しましょうという話でございました。委員長おっしゃるとおり、井尻小学区、あるいは松里小学区からも塩山中学校に通っている方は非常に多くなってきております。その方たちに関しても、先ほど申し上げたとおり、通学手段に関しては、現状においては保護者の方をお願いをしているという状況では、自転車で通学をされている方が非常に多いということも承知をしておりますし、距離も長くなるということも承知はしております。ただ、やはりそこは指定校か指定校ではないかという大きな差であると当課は考えております。

以上であります。

- 副委員長（土屋憲一君） 相沢議長。
- 委員（相沢俊行君） 委員として。今、指定校の部分と通学区制の部分に2つ絡めて言及、課長がされたので、改めて私、中学校の再編に関わって、そのときも一般質問等でもしたのですけれども、通学区制というのは基本的に文科省が定めている制度なのですよ。ご存じのとおり。指定校を今、小学校の時点で見た場合は、井尻小だけが2つの中学校を選択できるという状況になっていますよね。ほかの小学校は、本市では全て1つの中学校なのです。だから通学区制を維持している中で、その部分の指定校との公平性の部分が基本的に公平性を欠いているという状況が、中学校再編以来ずっと私は続いているのではないかと思いますのですけれども、その辺を教育委員会はどう考えているのですか。
- 副委員長（土屋憲一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

ただいまの件に関しましては、相沢委員から一般質問でもありましたし、昨年でしたか、この委員会でもたしかご質問いただいたと記憶をしております。

その際にも申し上げさせていただきましたが、まず松里中学校を残しましょうということも、地区の総意であるということで、残す方向でということで私どもは聞いており

ます。実際、松里中学校を残す会、その会からの要望を受けて私どもも、松里中学は、ひとまず再編の協議から外しましょうということで、現状になっているという状況でございます。

それから、井尻小学校に関しては、同じく井尻小学校の保護者の方から、塩山中学校でも松里中学校でも、どちらでも選べるようにしていただけないかということで要望をいただき、それに伴って同じように地区の要望、それから保護者の要望、両方を当課は聞く中で、両方をかなえたという認識でおります。

したがって、井尻小学校に関しては例外規定の中の適用であるし、実際、井尻小学校が塩山中学校、松里中学校、どちらでも選べるという形を取っているのは、松里中学校と塩山中学校が再編するまでの期間ということで定めさせていただいておりますので、それまでの期間の暫定的な措置であると認識をしております。

- 副委員長（土屋憲一君） 相沢議長。
- 委員（相沢俊行君） 例外規定であると、あくまでも。逆に言えば、第2段階の次の中学校再編等では、その部分が解消されると見込みを逆に持っているということにも透けて見えるわけですが、基本的に裏返してお話をすれば、そうすれば、例外規定であるがゆえに基本的には他の小学校、勝沼も含めて、大和も含めて、通学区というものは現状を維持し、指定校も1つであるというのは、逆に変わっていないわけですから、少なくともこの間は本市における通学区制については、若干の制度上の矛盾は放置して、このままいくということですね。それについての解消のめどみたいなものはお持ちですか。
- 副委員長（土屋憲一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、あくまでも暫定的な措置であるという認識でおります。申し上げたとおり、塩山中学校と松里中学校が再編するまでの期間であるというふうに認識をしております。実際、今年度も松里中学校の入学生は4人であったということも事実でありますし、昨年度が5人、6人かなというところ、今の3年生が13人であるというところも認識をしております。

今後について、来年度以降についても、実際まだこの段階で指定校どちらへ希望されるのかということも全く分かっておりませんので、どうなるかは全く読めないところではあるのですが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたとおり松里地区の総意とし

て、松里中学は残していただけないかというのが、最初のものであったと認識をしております。したがって、松里地区の総意として、逆に塩山中学校なりとまた再編についても協議を開始していただけないかというようなお話があれば、こちらとしても、それをお受けするものであると認識をしております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 委員長を交代いたします。

土屋副委員長。

- 副委員長（土屋憲一君） 先ほど小学校の指定校……。
- 委員長（平塚 悟君） 待ってください、指定校の話は延長線で、あくまでもスクールバスの利用に関しての質疑をお願いいたします。
- 副委員長（土屋憲一君） すみません、取り下げます。
- 委員長（平塚 悟君） ほかに質疑はございますか、この件に関して。

土屋副委員長。

- 副委員長（土屋憲一君） 先ほど、移住者の方が少人数の学校に行きたいということで、すごい人生をかけた、家族をかけた居住だと思えます。その方が、地域の方の総意とか、保護者はいいいと思いますが、そういったものを受けて指定校を変えるという、井尻小のような状況をつくることは不可能だと思うのですよね。どうでしょうか。

であれば、移住されてきた方はお一人、あるいは小人数ですので、そこは考慮してあげたほうがいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

（「それはスクールバスの利用に関する」と呼ぶ者あり）

- 副委員長（土屋憲一君） はい、回ってくるという。移住してきた方が松里中学校というのを指定してくれば。特別処置だからということですね。
- 委員長（平塚 悟君） スクールバスの利用に関しては、あくまでも今は指定校の設定ということに関して行っているの、それを柔軟にというか、指定校の設定を柔軟に扱ってもらえないかというような質疑ということですね。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

移住されている方に関しましても、就学年齢のお子さんがある場合に関しては、必ず当課の窓口において就学の手続きを取っていただくこととなります。その際に、もちろん住所所在地において、どちらの学校であるのかというところがおのずと決まってまいります。

その際に、あわせて、例えば小学生であれば中学校ということもその先にありますので、その際にも中学校はどちらの学校ですよということもご案内をさせていただいております。そのことも承知の上で、今のご住所のほうにお住まいになっていただいているものというふうに理解をしておりますので、移住者のためにというところの理由に関しては、なかなか難しいかなと思っております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） どういうことが魅力で移住されてくるかということを聞くと、もちろん景観ですとか、畑をしたいとか、古民家がいいとかという人もいるけれども、子どもさんがいる場合は、やはり学校が少人数だからということも、そういう人もいるわけですよ。そんな多くはないかもしれないけれども。

だから、もちろん移住するときに説明をされて、こういう学校ですよと言われたとき、そうですか、はい分かりましたと言うかもしれないけれども、少人数の教育というのがまた逆の意味で言うと魅力であったりするかもしれない。そういうことも含めて、先ほどの、特別に柔軟に塩山北中学校の場合は、塩山中学校も松里中学校も指定校というふうにすることも考えたらいかがかなと思います。

- 委員長（平塚 悟君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時13分

- 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。
佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 今、私、言葉足らずでした。そういうふうに指定校というふうにすれば、バスをこっち側に回すのも整合性が取れるのではないかと思います、そのように申し上げました。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに、この件に関してよろしいですか。
(発言する者なし)
- 委員長（平塚 悟君） では、次は学校のプールの授業の件に入ります。
佐藤浩美委員、お願いいたします。

- 委員（佐藤浩美君） 玉宮とかこちらの学校がB & Gに来ているということは、前からもちろん存じ上げていましたけれども、勝沼小学校ももうプールが老朽化してB & Gに行っているということで、全体の市内の中学校のプールの授業はどうなっているかをまず伺いたいのですけれども。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まずB & Gプールに関して、その利用を始めたのが令和6年度のことでありました。大藤小学校、玉宮小学校、それから松里小学校の3校でございます。

その状況でございますけれども、やはり子どもさんたちがなかなか減ってきている中で、例えば始まる前のプールの清掃だとか、そういったところに保護者の方たちにもお願いするというようなことも、多くの学校では出てきているというような状況もありました。また、その中で、ある学校に関しては逆に水温が上がらないことでプールの利用ができないといったことも意見としてありましたので、ではB & Gのプールを活用してはどうかということで、令和6年度に始めさせていただいたという流れでございます。

その際には、やはり塩山のB & Gプールでございますので、屋根もついている中で、天候に左右されないということで、学校側としても授業の予定が組みやすい。また保護者の方に関しても、その移動に関して、当時はB & Gのバスを使っておりましたので、その心配もなくてありがたいというようなことでお話をいただいたところでございます。

本年度に関しましては、今の3校に勝沼小学校と、あと松里中学校が昨年度からB & Gプールの利用をしてございます。

なお、本年度に関しては、塩山B & Gプールが改修のため、ちょうど明日からになりますけれども、使えないということもございますので、5月中旬には今年度のプールの授業が始まり、今日までということでしょうか、に関しては塩山のB & Gプールを使う。来月からになりますが、勝沼のB & Gプールを活用するということで、指定管理者とも調整をさせていただいているという状況でございます。

なお、塩山地区の4校に関しては、5月と6月の中でプールの授業は全て終わらせる。勝沼のB & Gを使うのは勝沼小学校と、従前から使っています勝沼中学校が利用するという流れでございます。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 勝沼小学校のプールが今度B & Gに行くということは、先ほど私、老朽化かと思いついていたのですけれども、それはやはり清掃が大変とか、そういうようなことなのですか。

○ 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

失礼しました。勝沼小学校に関してはおっしゃるとおり老朽化によるもので、プールの躯体ですか、側面というか、そちらのほうはかなり傷んできている中で、そこを改修するにも費用がかかる、また時間もかかるという中で、B & Gプールの活用をどうかということで学校とも相談をし、指定管理者とも相談し、今年度は使えるというめどが立ったという流れでございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 私、最近、勝沼B & Gに入ったことがないので分からないのですが、塩山のB & Gには丸い浅いプールがありますよね、たしか。勝沼の浅いプールだけで授業がちゃんとできるのでしょうか、小学生が。プール結構深いと思うのですが、中学生だと十分背が足りると思うのですけれども、小学校3・4年生、あるいは6年生も、小さい子もいるのだけれども、深さという点でちょっと心配な気がするのですけれども、そういう安全確保ですとか、そういうものについては、どのようなになっているか伺います。

○ 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

塩山のB & Gもそうなのですが、やはり25メートルプールは、それなりの深さがございます。そこで現在のB & Gに関しては、底面にかさ上げ用のパネルといいますか、そういったものを設置して、子どもさんたちでも十分泳げるような体制を取ってございますので、勝沼に関しても同様の手続が取られるという形でございます。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。ありがとうございます。

やはりプールは学校の体育の授業の中で、学習指導要領でちゃんと位置づけられていることなので、やらないといけないと思うのですけれども、そこであまり移動時間が多かったりだと困るなと思ったりもするし、そして安全確保という部分で、十分に事故がないようにできるかどうかということは、本当に注意が必要だと思うのですね。それで、

体育の中でプールをやらなければならない時間というのは、きちんと確保できるのかどうか。それから、安全確保についての配慮というのか、先生方の体制ですとか、そういうものについてはどのようにになっているか伺います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど委員のご質問にもありましたが、学習指導要領においては、年間で1人10時間というふうに定められております。ただ、やはり近年の気温の上昇によりまして、授業をそこまで確保できないということもございますので、必ずしもその10時間を確保する必要はないと定められております。

それからもう一点、プールの安全についてでございます。

今年度も、B & Gの指定管理者と、このことに関しては委託契約を取り交わさせていただきました。その中で、B & Gが行うのは施設の準備、それから安全確認として監視業務をB & Gにはお願いをしております。また、児童生徒において万が一のときの応急措置についても、B & Gがするというところでございます。

ただ、水泳の授業について、指導は学校側が行うということになっておりますので、必ず教員が、B & Gも同席といいますか必ず一緒に行って、プールの中の指導は教員が必ずやるという形を取っております。

少なくとも、例えば塩山地区で言いますと、玉宮小ですとか大藤小は全校で一斉に行いますので、とても1人の教員でどうこうということもできませんので、複数の教員、3人とか、あるいは校長も一緒に同席をするという形になっておりますので、万が一の際にはそういった安全確認もできるという体制を取っております。

以上でございます。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

プールの授業というのは、もちろん泳ぎということも大事ですけれども、川とか海とかそういうところでおぼれるようなことがあるとか、例えば着衣泳とか、そういうことも含めて指導というのが必要だと思いますし、そして最近の子どもはみんなスイミングスクールに通っているかもしれないけれども、スイミングスクールに通わない子どもは学校で泳ぎを教わるしかないですね。だから、そういう子どもに対しての配慮というのも、学校にはお願いをしたいと思いますし、みんながある程度泳げるようになる、そし

て自分の命が守れるようなものを身につけるということ、そしてプールの泳ぐということによって、体のいろいろな場所が鍛えられるという、そういうことも含めて指導をしていただきたいと思いますし、安全の確保をよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、夏休みのプールのことを聞いてもいいですか。

夏休みの、今まで過去は、暑いからなかなか最近夏休みにプールというのも現実的ではなくなってきているのかもしれないけれども、夏休みのプール利用というのはどのようなになっているのか教えていただければと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、夏休みのプールでございますが、実施いたしますのは3校であります。東雲、菱山、大和の各3校でございます。ただし、東雲小学校と菱山小学校に関しては、夏休みが7月23日から始まってまいりますので、23日と24日の2日間のみ、初心者水泳教室というような形で、水泳が苦手なお子さんのためだけの教室ということで開設をする。それから大和小学校に関しては、大和のプールが一般開放になりますので、7月23日から8月13日の間の火水木曜日において実施をするという形でございます。

ただ、委員先ほどおっしゃったとおり、やはり熱中症というところがここ数年の大きな課題となっておりますので、昨年に関しても大和小はたしか4回しかできなかったというような話を聞いておりますので、今年度に関しましても、恐らくそのような形になっていくのかなと思っております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 夏休みのプールがなかなかできないなんていうことになると、何か本当に私たちの子どもの頃、毎日プール行って遊んでいたという思いがあるので、厳しい時代になったなと思いますけれども、ということは、夏休みにプールに行きたいというふうに思ったら、学校のプールはほとんどやっていなくて、B & Gに行くというのが現実的だということになると思うのですけれども、そういう場合は子どもさんは無料で行けるのですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

夏休みのプールを含めて授業として行うわけではありませぬので、そこはもし必要とあ

れば、費用は負担が発生するということが出てまいります。

ただ今年度に限りましては、先ほど言ったとおり塩山B&Gプールは改修になりますので、ご利用いただくのであれば勝沼のB&Gに行っていただくということになります。

以上であります。

○ 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

学校のプール、前はみんな無料で使えていたわけだから、B&Gを使うときも何らかの補助なり何かがあるといいのではないかなということを要望いたします。

この件については以上です。

○ 委員長（平塚 悟君） どうぞ、引き続き。

○ 委員（佐藤浩美君） では、一般質問のときに伺ったことなのですが、「ふるさと甲州市」という副読本があるわけですが、それを授業で、小学校6年生ですか、副教材として使うということであるわけですが、その1人1台端末のアカウントというのは一生、中学卒業しても使えるのでしょうか。それが使えないと、もうその「ふるさと甲州市」を大人になっても見たいなと思っても、見られないのではないかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○ 委員長（平塚 悟君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時27分

○ 委員長（平塚 悟君） 再開いたします。

清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） では、お答えをさせていただきます。

まず、「わだつみ平和文庫」に関しましては、一般質問でも佐藤委員のご質問にお答えをさせていただいたとおり、南小学校の研究を冊子としてまとめさせていただいて、それを小学校6年生で社会科の授業の中、歴史が題材として使われますので、その際の副読本として活用いただくということで、学校のほうに配布はさせていただいてきております。

今回に関しましては、その副読本でございますけれども、やはりICT化の流れの中で電子書籍化をさせていただいて、子どもさんたちの端末でご覧いただけるような形を取

らせていただいております。

アカウントでございますが、やはり義務教育内だけのことでございますので、中学校を卒業すればそこで使えなくなるものでございます。したがって、「ふるさと甲州市」に関しましても、大人になって見られるかというご質問でございますが、その際は端末の中では見られないという状況でございます。

もう一点、小林委員から、先にすみません、出てまいります、「わだつみ平和文庫」に関しては、令和3年でございますが、同じく塩山中学校が当時、わだつみ平和文庫に関して題材にした紙芝居であったり、研究の題材として使ったという中で、やはりこちらと同じように1冊のものとしてまとめさせていただいたものでございます。こちらに関しては、中学校1年生の方に配布をさせていただいて、やはり社会科の歴史の中で活用をしていただいたという流れでございます。こちらに関しても、同じく電子化という形の中で、端末の中でご覧いただけるような形を取らせていただいております。

こちらの本、両方、私持ってきましたけれども、この2冊でございます。こちらに関しては、一般の図書館におきましても置かせていただいて、ご覧いただけるような形を取ってございますので、一般の方でもご覧いただけるものというふうに考えております。先ほど言ったとおり、子どもさんたちが大人になったとき、どうするのかという、今言ったとおり一般の図書館でご覧いただけるものというふうに考えております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） ちょっと訂正を、初めに説明したときに、両方ともわだつみ平和文庫と言っているから、冒頭のほうが。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） 訂正をさせていただきます。

「ふるさと甲州市」と「わだつみ平和文庫」でございます。失礼いたしました。

- 委員長（平塚 悟君） 質疑がありましたらお願いいたします。

佐藤浩美委員。

- 委員（佐藤浩美君） せっかく作ったのに、それをもっと最大限活用するというか、そういうふうにしなないともったいないのではないかと思いますのですが、いかがですか。

せっかく作った、それは子どもさんへの教材なんですけれども、普通私たちは教材をもらって、ずっと持っているから、いつかふっと出てくるとかいうのもあるし、捨ててしまう方もいらっしゃるかもしれませんが、教科書と同じようにずっと取っておい

て後で見返すというようなことがありますし、何かもったいないのではないかな、せっかくの財産なのだと思いますけれども、そういうふうには教育委員会としては思わないということです。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

この2冊に関しましては、先ほど申し上げたとおり、あくまでも教科の副読本として作成したものでございます。ご覧いただければ、機会があればですが、「ふるさと甲州市」も全てルビが振ってあって、子どもさんたちも読みやすいような形を取らせていただいております。「わだつみ平和文庫」に関しまして同じく、中学生がこれは対象ですので、先ほど言ったとおり紙芝居の題材にしたものがほぼ中心で納められているというような中身でございますので、先ほど言ったとおり、それが全く見られないということであれば、それは確かにこちらを考えなければいけないということであるのですが、端末の中で学ぶ間についてはご覧いただくことが可能でありますので、それで代替できるかなというふうに思っております。

また、学校を卒業された後、教科書の取扱い、特に私どものほうで統計を取っているわけではありませんので、実際その後どうされているかというのは個々のご家庭のことであるのかなというふうには思っているのですが、すみません、個人的なことです、私、実際持っておりません。娘もおりますが、娘のものも家内があつという間に処分してしまいましたというところで、そこはご家庭の中のやり方だと思っておりますので、それぞれのご家庭でどう考えられるかなというところかなと思っております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 佐藤浩美委員。
- 委員（佐藤浩美君） 先ほど6年生の副教材とおっしゃいましたけれども、6年生が全部それを学習で使うわけではありませんよね。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

ふるさと甲州市については、6年生になったときに、日本の歴史ということで1項目、教科書の中に出てまいります。そこは縄文時代から始まってということで、流れの中で本当に基本的なところの学ぶという形になっております。そのときに、日本ではこんなことがあった、そのときに甲州市ではどんなことがあったかというところで、見比べ

ながら、そこは端末の中でご覧いただけるものということで、こちらは認識をしておりますので、単元として今言った歴史の時間がどの程度あるかというのを、すみません、私も把握はしておりませんが、その期間内でこちらを活用していただいているものと考えております。

- 委員長（平塚 悟君） よろしいですか。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） やはり本ってデジタルで見るとよりは、私、紙でというのを小学生、中学生の間は体験してもらいたいと思います。佐藤委員も一般質問で大変熱弁されておりましたし、やはり置いてあれば見るというのはデジタルブックではなかなか、そこまで置いてあれば見るという状態までは行っていないと思います。では学校の教室にも1冊ずつ置いてあるかというのと、多分置いていないのではないかな。せめて、それぐらいはしなくてはいけないと思います。

今まで、「わだつみ平和文庫」と「ふるさと甲州市」、冊子として配布するのにどのくらいの予算が必要だったのですか。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

「ふるさと甲州市」に関しては令和2年3月発行ですので、予算とすると令和元年度の予算になります。それから、「わだつみ平和文庫」に関しましては令和3年3月発行ですので、予算とすると令和2年度の予算ということになります。

大変申し訳ありません、手元に資料がございませんので、具体的にどのくらいというところまでは把握はできないところではあるのですが、両方ともその原稿自体は、当時の文化財課であるとか庁内の関係するところで策定をしておりますので、その当時、実際印刷製本費という形で予算は執行されていると、たしか認識をしております。また数字に関しては、改めてお答えをさせていただければと思います。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） データの所在は分かっているのはすごく大事なことであって、全然関係ないですけども、観光商工で管理していたフットパスのちょっと大事な、これデータあったらいいのにというのが、その大本が、作成元が倒産してしまってデータがもうないという状態に陥っているものもあったりするので、データ管理されているのは私はよかったと思いますが、やはりそんなに大変な費用がかかるような、増刷する場

合もとも思えないので、丹澤課長、25周年の甲州市の冊子はこれにされたらいいのではないかなと私は思います。提案です。

- 委員長（平塚 悟君） 提案をいただきましたので、お答えになりますか。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

せっかくのご提案ありがとうございます。どこかの周年というと、次が25という数字になるかと思うのですが、改めてそのときにどう考えるかというところになって、この場で私がやりますとも、やりませんと言えませんので、そこに関しては引き継いでまいりたいと考えております。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） この件に関して関連で。

土屋副委員長。

- 副委員長（土屋憲一君） 今、電子データという話もありましたので、これ甲州市のホームページに載せるというふうなことは考えていらっしゃるのか。これ、ふるさと甲州市から離れて遠くに行かれた方も、これを見れば改めて甲州市のよさとか、わだつみ平和文庫については、中村克郎先生たちの苦労が映画にも取り上げられて、大変な反響を呼んでいる映画でもありますから、甲州市のホームページのどこかのところに載せることによって、検索もしたりとか、また見ることによって、確かに紙というベースで残すということが理想かもしれないですが、費用の面でも、不特定多数の方というふうなことであれば、そういったことが今の時代はそんなに金銭もかからず、できるのかなと思いますので、一考お願いしたいなと思います。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

確かにホームページの中でアップしていくことは、それほど難しいことはありませんので、可能かなというふうに思いますが、先ほど冒頭申し上げたとおり、あくまで副読本でございますので、実際どこまでご覧になるかは分かりませんが、またちょっと庁内でそこは検討させていただければと思います。

- 委員長（平塚 悟君） この件に関してはよろしいですか。

それでは、最後の質疑になりますが、追加でありました小林委員、紙ベースで皆さんに

もお配りしてある案件です。

小林真理子委員。

- 委員（小林真理子君） 東京都北区の小学校の火災、大変怖かったなど、皆さんも同様な感じでご覧になったのではないかと思いますのですが、その火災を顧みて、教育委員会での対応と各学校及びP T A等の注意喚起とか、あと防災マニュアルの見直しとか、何か対応が行われたのか、お伺いします。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まだ、その火災の発生原因については分かりませんので、何とも申し上げられないところではあるのですが、やはり発生した場所が音楽室、あるいは音楽準備室ということで、ふだん火の気がないところからの発生でございますので、そこに関してはやはり、ただいま申し上げた発生原因が何なのかというところは、当課としても注視をしているところでございます。

特に今のところ、文科省あるいは県のほうから、このことに関して改めてということで通知は出てきてはおりませんけれども、実は昨日、市の校長会がございました。その際に、この火災を受けて教育長のほうから全校長に対し、やはり今申し上げたとおり、火の気ないところから火災が発生しているということで、ふだん考えられないところから、どんなことが起こるかも分からないので、そこは十分留意をしていただきたいというお話をさせていただきました。

また今後、今週末も台風がなんて話も出てまいりますけれども、やはり台風シーズンになってくると、子どもたちの安全を確保する上でどうすればいいのか、台風に関しても、保護者を含めてどういうふうに対応していけばいいのかというところも含めて、保護者と、あるいは学校内でよく教員間協議をしていただいて、保護者とも調整をしながら進めていただきたいということでお話がございました。

以前、5月上旬なのですけれども、たまたま学校の防災に関してお話をいただく機会がありまして、教育長と一緒に受けたのですが、やはりその際に、それは地震の話ですけれども、地震についてはいつ何どき起こるか分からない、必ずしも授業中だけではないので、今の子どもたち、地震だって机の下に隠れて、しばらくたって校庭に集合してなんていうことをやっておりますけれども、果たしてその意味がちゃんと分かってやっているのかというところも、疑問として投げかけられました。

そのことも校長先生方にお話をさせていただいて、さらにあわせて、全国では保護者の父兄参観について、地震を取り上げて、いざこういうときはどうするのかということで、家族内で協議をいただく場というのもつくっているというふうなことも聞いておりますので、そういったことの取組も学校内で進めてほしいということで、教育長からお話をそのときさせていただいております。

今回の火災だけではなくて、災害全般にわたって、あらゆることを考えて手だてを打ってほしいということで、各学校長には連絡をさせていただいてございます。以上が、今回の火災、それから全体についての現在の教育委員会の対応でございます。

それから、防災マニュアルに関しては学校ごとに策定してございますので、そこに関しても、先ほど来のお話の中で、改定できるものは改定してほしいということでお願いをしているところでございます。

以上であります。

- 委員長（平塚 悟君） 小林真理子委員。
- 委員（小林真理子君） 間違いはないと思うのですが、防災設備の点検は全学校、大丈夫ですか。
- 委員長（平塚 悟君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えいたします。

当課のほうで委託をすることもしておりますし、年に2度かな、消防本部のほうからも各学校を全部回って、指摘点があれば改修をするということでございますので、そこは大丈夫だと認識をしております。

- 委員長（平塚 悟君） ほかに、この件に関して。

土屋副委員長。

- 副委員長（土屋憲一君） 昨日のニュースを見ると、3階4階にある脱出、あれが結局あるのだけれども、点検も異常なかったと、結局使い方が分からなくて、使おうとした先生がということで、自分もそれを使ったのは教員経験で1回しかなくて、では自分がやれといったときにあれなので、その辺もちょっと考慮して、今回の教訓を生かしていくということは必要かなと思います。

ビデオか何かで撮れば、また実際やらなくてもかもしれませんが、いろんな方法があるかと思いますが、検討をお願いします。

以上です。

- 委員長（平塚 悟君） 委員からの要望ということでは、各学校と情報共有をしっかりと図っていただきたいと思います。

ほかに、この件に関して質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（平塚 悟君） ないようですので、以上で、その他の件についての質疑を打ち切ります。

以上で、総務文教常任委員会を散会いたします。

この後、休憩後に所管事務調査を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では最後に、副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長（土屋憲一君） 長時間にわたり、会のほうをありがとうございました。2件の条例案の可決、その後、その他案件で非常に中身の濃い話合いができたと思います。ぜひ、これからの総務文教の活動に生かしていけたらと思います。

今日は本当にありがとうございました。

〔散会 午後 2時45分〕